

覺におきましても、憲法の問題とか、あるいは今度の問題とかについては、占領下早急の間にやった、これはアメリカから押しつけられたというふうなことを非常に強調されておるわけでございます。憲法改正の歌などという歌によりますというところ、この憲法のある限り、このマッカーサーのあれは、というふうなことが与覚の方々にも歌われているようでございますが、こういう点は非常に強く御主張なさりますけれども、一面この基地問題だとか、原爆の実験の問題になるというところ、あまり強腰でもないように考えますので、どうも私は首尾が一貫しないという点で、いろいろこの教育上の問題になるといふと、これらと引合して私どもは憂えるものでございます。教育の問題については、その点どうしてもそれらのものと一緒にされたような、意味の通らないことをやられるということについて、私ども教育関係者は非常に心配をし、残念にも思うところでございます。

こういう提案の御趣旨から私どもは
 反対するわけでございますけれども、
 一体この御趣旨によつて、改悪され
 ところの内容を見ますというところ、
 私どもはとも政府のねらっているこ
 ろ、文部省のねらっているところは、
 一体教育というものをだれの側に置
 くということをお考えになつてゐる
 か、国家権力のもとに置くとするの
 か、それとも教育というものを国民
 全体のものとして置くとするのか、
 この二つの、立場をこのどちらにし
 ようとお考えになつてゐるのだと思
 います。私はこのお出しになつた法
 案を見ますというと、これは国家権

力に置く、そのためには文部省をどうしても旧戦前の文部省、古い文部省に復活させようというような御意図があるように思うわけでございます。任命制の問題、あるいはその任命制のほかに二本建制度の廃止の問題、予算案の問題とか、条例案等の問題について、あるいは国、都道府県、市町村一体としての教育行政制度の確立、樹立というようなこと、これらを見ますという意図がある、こういうふうに見るわけでございます。もし、ほんとうに戦後改革されたように教育を国民のものにするということであるならば、教育委員会制度は存続させなければなりませんし、存続させるということのためには、どうしても公選制というようなものは存置しなければならぬことは、これは私ども政治のことではありません、よく知りませんが、明らかによく考えるわけであります。国会等におきまして、前に翼賛選挙というような選挙があったように記憶をいたしておりますが、こういうものが一体国会のほんとうの正しいあり方を一表示し得たかどうかというようなことは、これは日本の国民にとっては、経験済みでございます。特に政治に携わる方々についてはもうこれはよく御存じのことと申すのであります。こういう点やはり国民のものとして教養制を存続するというならば、やはり公選制というものは堅持されなければならぬと思う次第であります。

私は教育の中立性とか、あるいは教育をよくするためにというようなお考えのもとに、文部省の権限を強めると

いうこと、これは私はとらないのでございませう。その提案の文章の中に、技術的な指導、助言または勧告の範囲を越えることはできない現行の制度から、積極的な指導をやる、あるいはは正措置をとにかく文部省が持つていなければならぬ、あるいは教育委員会の教育長の任命に対しては、承認の権利を持つていなければならないというようなお考えでございますが、これによって日本の教育が政治的中立を保つて、他のいかなる権力からも離れて、そうして教育本来のものを守り抜くようにお考えになれば、私はこれは非常に誤りだと思ふのであります。率直に申し上げまして私は文部省という役所、あるいは文部大臣のもとに指揮指導されていくところの文部省というものは、決してそういう権力を守るというような、教育を教育本来のものとして守つていくということとは、なかなかないことでは、困難であるということと私は感ずるものでございませう。これは私の過去の実績からそれを申し上げるのであります。経験から申し上げるわけでございます。それは私どもが長い間教員をやりました、戦前と戦後という大きな二つの違った制度の中で教師をやつてきたわけでありますから、その体験を通しての問題でございます。また一面、先ほども申し上げました文部省の今までの何年かの歴史を考へてみましても、ほんとうに文部省が教育のために一切の権力に抵抗したというようなことの歴史がないわけでございます。これはこういう官僚の一つの制度、あるいは政党の大臣の出ている一つの制度というものがそういうことがないでないわけである。どうしても抵抗を

することができないような仕組みになつてゐるわけでございます。でありますから文部省というようなものの歴史を見ますというと、常にそのときの政治権力に都合のいいようなことをやつておつたということが相当明らかなるわけでございます。たとえば同じ人が、同じ文部省が、前は白といつたものを今度は黒といわなければならぬというような状態に追ひ込まれたという事例は、相当あるわけでございます。たとえば先ほども申し上げましたが、教育委員会制度はどうしても必要だといふような趣旨に立つた文部省が、その次ではまたこれとは逆の一つの方式を出す。それを文部省の役人の人はそれをやつぱりそれとして、ちゃんとこれを組み立てて出さなければならぬといふことになるわけでございます。たとえば、戦時中に戦時教育例とかいう法律が出たことがございました。ああいう日本の青少年を一切戦争に対して協力させる、戦争の一つの力である、あるいは戦争に従属している労務給源であるというようなこと、あるいは一つの戦力である、防衛力のあれであるといふような法律が出た。そういうものの考え方から、今度は占領下になるといふと、はつきり今度は新しい制度が必要だといふようなことを言ひ出す。そう言つたかと思つと今度は、次に別な政治権力が出るという、すぐあれらの制度は誤まりで、前の制度を守つてゐる者は、これはちょっと思想が危険であるといふようなことを言ひ出す。かういふようなことが文部省の今までのやり方と仕事の中から検討すれば、いつも出てくると思ふわけであります。こういうことでは、一体教育と

いうものは、ほんとうの教育というものを教育の立場から守ることは不可能であると思うわけでありませう。そういう意味からいっても、やはり教育は国民のものとして、国民がその意思によって動くような仕組みができていなければならないと思うわけでありませう。そういう意味で、私は公選制の教育委員によって運営される教育委員会制度というものは、現在のところ必ずしも満足な状態とは言えませぬけれども、これに対して関係者がそれぞれ研さんしていくならば、ほんとうに日本の民族のために、日本の国の国民のための教育というものは、その中から成長していく。外部の圧力からも、あるいは内部のあつきからも左右されないうような、真の日本の教育がそこから生まれてくるというふうに考えるわけでありませう。でありますから、今度の文部省を強化することによって、日本の教育がよくなるという考え方は、これは根本的に誤まりである。こういうところは観点を置いた改革案というのは、私は率直に言つてやはり改悪案であると、こう言わざるを得ないわけでございます。

　　こういう内容を感じておりますから、この法律そのものも、相当私は行き過ぎた点があると思うのであります。いわゆる反動的であるという部分を相当占めておると思うのであります。たとえば教材に対する考え方などというのは、私はこれは行き過ぎも、はなはだしいというふうに考えるのであります。一体映画であるとか、ラジオであるとか、こういうような問題にいたしましても、教材としてそれらのものに制限を加えるというような考え方、こ

もう一つ私は申し上げたいのは、占領下早々の間に採用されたとかというようなことについて、いろいろ御検討

私も教師は、やはり何といつても上からのこの押しつけの命令だけではやり切れないわけでありませう。何らいつても教師といふものは教育に責任を持たなくちゃいけません、それは一時的の問題でなくして、少くとも子供が成長して、そうしてその時代において一つの活躍をして終るまでの、そういう教育の責任といふものはあるものだと思ふわけでありませう。そういうものに對して、教師が責任を持ってないといふことであれば、私はこれは教育でないかと思ふわけです。そういう押しつけがうと、これは決して上からの押しつけでなく、教師みずからの責任において教師が信ずるところに従つて、そうして教育といふものは行われなければならぬと思ふわけでありませうから、教師に課せられた使命といふものは、信じていないものは、これは教えてならぬないわけでありませう。正しからざるものは教えてならない。正しいことを守つて、そうして子供にほんとうに生命を打ち込んで教えるといふようなことについて、戦前の教育は極端に、これを統制し、妨害をしたわけでございます。こういうようなやり方をしますのだから、このやうなことを、のけたといふことは、新しい教育において私は大きな成功であつたと思ふわけでありませう。そういう点の反省がなくて、いたづらに戦前の文部省に復活して、監督指導の権を強化するといふやうなことを、これは大きな誤りであると思ふのであります。特に教科書の面、教材の面に、これで、これが行き届いてやるというやうなことは、これは私も考えなければきわめておそれるべきことであるといふやうに考えます。また、地方行政との

育行政を非常に高めたということと、私は非常によいことであると思つてゐるわけですが、これが再び地行政と教育行政との調和においてよろふうにして、また、旧に復するとよろうなことは、教育を輕視する私考え方だと、ごういふうに考へるわけであります。しかも、それが今度文部省との關係において、国との二二の形においてという名前のもとに、部大臣が教育長の承認までもといふようなこと、あるいはみづからこの律の提案の御趣旨の中にうたつていふように、指導權を与えるとか、是正權をどうするといふようなお考え方はこれは少し時代逆行の精神であるところふうに考へるわけであります。私もは法律上のことその他についてはしろとよくわかりませんけれども、私が長い間教員をやつてきたその體驗から通して、きわめて危険なこの法律案であるということとを考へるわけでございます。

なお、最後に私申し上げたいのでございませうけれども、どうかこの点にいてはいろいろお考えをいただいで熱心な御討論をいただいておるわけございませうけれども、特に慎重に御議をいただきたいということを、一教師の立場から申し上げたいわけでございます。何しろこの法律案がออกมาしから、十人の学長の聲明、あるいはは百名の学者の反対の聲明がございませう、あるいはは教育關係十四団体の二対が、現在では二十七団体に広がりして、そうしてその中には教育委員はもろんのこと、日本の教師の組である組合、日本教職員組合、あるいはは高等学校の教員組合、あるいはは日

PTA全国協議会、その他いろいろの、教育におよそ関係を持つという団体がみなこれに参加している。私は教育をやる、行政をやる方も、実地にこれの子供に行なっている立場の者も、それ

から子供のお綴である人たちも、全部がこの反対しているというところを、一つ参議院では十分お考えを願いたいわけであります。これほどの問題を、非常に短時日の間に、しかも十分な過去のいろいろな資料等もはつきりさせられずに、あるいは意見も聞かれずに、これをやられるということになりますというところ、将来教育に対して大きな悔を残すことになるように思ひわけでございます。どうぞ教育の問題だけは、朝令暮改というより、そういう軽はずみなことでなく、お願いしたいというところを私は申し上げたいわけでございます。

私は先ほども申し上げました通り、今の教育が完璧だとは申し上げません。その間においていろいろ向上もさせなければなりませんし、悪い点も改めなければならぬと思うわけであります。その場合においては、今申し上げましたような、教育に関係するあらゆる団体が率直に自分の意見を述べて、そうしてみずからが資料を提出して、悪いものはこれは悪い、こういう点が悪いというようなことまで、お互いがほんとうにすなおな気持ちで出し合えるような雰囲気の中で、日本の民族の将来を決する教育の制度を打ち立ててくるのであれば、私は大へんであるということを考えるわけでございます。この点私は教師の立場から非常に憂慮にたえないので、参議院に対しては、どうぞ十分お考えをお願いしたい

というを申し上げまして、私の公述を終ります。

○委員長（加賀山之雄君）　ただいまの公述に対しまして、質疑のある方は順次御発言を願います。

○劍木亭弘君 お忙しいところをわれわれの審議のためにわざわざおみえいただきまして、まことにありがとうございしました。非常にけっこうな公述をいただきました。実は私どももそういうあなたが教師の立場におきまして、日本の教育を憂えることにつきましては、全く私どもと同じ観点に立つておられると思います。しかし、この機会におきまして二、三の点について御質疑を申し上げることを、お許し願いたいと思います。

ただいま公述されました点につきまして、特に私は端的に申し上げますと、法律上の問題につきまして、あなたはしろうとだとおっしゃいましたけれど

も、私どもの解釈と多少違う点があるかかと思つてでございますので、その点について多少御意見を承わりたいと思つております。あなたは、ただいいわゆるこの教育は、国民全体について責任を負つて行つたものであつて、国家権力に服するということを否定されたようなお言葉がございましたが、教育基本法の第十條の「不当な支配に服すること」ではなく、「不当」という文字は、私には正当な支配には服するというところであると思つてゐます。正当な支配とは何か、これは今日国民全体、國民に主権がある限りにおいては、國民全体の意思として正当に表明された支配に服するというところであらうと思つてゐます。しかも、その國民全体の正当に表明された意思というものは、最終的には国会

におきまして法律としてそれは現われてきたものであって、御承知のように、教育基本法も学校教育法も教育委員会法も、今まで全部これは私は国会において成立した法律によって支配されて……、施行され、これによってやるべきものだと思います。あなたはずぐ、国家権力というのは直ちに政党の支配というようにお考えになるように考えますが、法律が法律として成立した以上は、これは国家の意思でございます。この国家権力を否定するということとは、同時にまたこれは議会の否認というふうなおいがするのでございます。それは私はそういう意味でおっしゃったのではないと思います。しかし、その点につきましては、私は誤解がございますので、それはおそらくそういう意味ではなからうと思えますけれども、その点一つ一言だけ御釈明を願いたい。

○公迷入(小林武君) 私の表現が悪かったせいとか、誤解をされたようであります。私は国家の権力を全面的に否定するとか、議会を否認するとかいうような気持は毛頭ございません。むしろ私は憲法を尊重し、教育基本法を尊重するという点では、どなたにも負けないくらい熱意を持っているというふうに考えているわけであります。しかし、私は非常に先ほどもちょっと触れましたが、不満点があるわけでございます。私どもは憲法に宣誓しております。この憲法は絶対守る、こういうことをいわれておりますが、お話を聞きますということ、文部大臣は憲法を守ることを教育でやるということ、これはいけないのだということと、これはいけないのだということを国会で言われたとかいうことを伝え聞

いたわけでございます。(「そんなんでもないこと言うもんか」と呼ぶ者あり) そういう、(「言ったじゃないか」と呼ぶ者あり) まあ一つ私の発言をお聞き願いたいと思います。(委員長、ヤジを禁じて下さいと呼ぶ者あり) たとえばそういうことを、憲法を守るといふことは、このごろは何か平和憲法を守るといふことは危険思想であるといふような考え方が、どうも教育の世界では心配されてきたわけであります。教育を守るといふようなことを教

師が言うというところ、どうも危ない、こういふようなことはどこから出る、あるいは政治をとつておられるところの与党の方々が、憲法改正の歌を歌われるというようなこと、こういうことはわれわれはやはり憲法を守らうという者にとっては、教師にとっては、宣誓をして教育に當っておる者については、非常に心配をさせる。私はそういうことがきわめて危険思想であるということを申し上げたいのであります。

だから憲法のもとにおいて、教育基本法のもとにおいて教育をやれというふうな、そういう国家の命令なり教育委員会なりの命令に対しては、私はどこまでも服従してやるといふ、こういう考えでございます。

なお基本法の問題が出ましたから申し上げますが、文部大臣は教育基本法について改正の御意があるというようなことも、これも聞いておるわけでもあります。こういうふうなことになるという、先ほど私が申し上げました通り、教師というものは一体何を信じ、教育をやった方がいいのか、何年かたったならばもうそれが変わるのか、常々それではもうふらふらしたもので

あつて、教育というものは信念をもつて行われなければならないことになるわけでありませう。でありますから、私は申し上げるのは、教育というものはそういう内閣が違つたとか何だとかいうことは別に、少くとも安心してやれるところの全体のはつきりしたものの考え方を立ててもらいたいということを申し上げておるのであつて、決して鋼木先生のおっしゃる議會否定とか、あるいは國家權力を否定するとかいうようなことは、毛頭思つておりません。

○劔木亨弘君 小林さんに一つお願い
しておきますが、これはきょうは公述
人の方をたくさんお呼びいたしました。
た。われわれがあなたに質問する時間
は一時間であります。一つ私のお聞き
することについてお答えを願いたいと思
います。憲法論につきましては、私
はここで申し上げません。ただあなた
が不当な支配ということについて、あ
なたはその唯一の論拠は、教育委員会
が、教育委員が公選されておる、だか
ら公選されておる委員の言うことはす
べてこれは是認されるけれども、国家
権力に従うのはいかぬ、こういふ言
い方をされるとところに、非常に国民の誤
解が私は起ると思う。やはり教育委員
会は公選される、教育基本法の規定は
国民全体に対して直接に責任を負って
教育行政を行うのでありまして、それ
が公選であるか、その選任の方法がど
うであるかということには触れていな
いのであって、私は最も尊敬する昨日
の、教育委員会をお作りになったとき
の当面の責任者である森戸先生です
ら、しかも森戸先生のとくに公選制を
もめたのでありますが、それですら公
選制必ずしも適当でないということを

おっしゃったように聞いております。
〔任命制も適当でない〕と呼ぶ者あり
私はそういう意味合いにおきましては、いかなる立場においてもこれを言うかということは、正當に表明された国民の意志が、その教育委員会がこれを行うというものであると思ふのであります。そのゆえに、これが公選制であるという、公選制でなければならぬという原則には何ら関係がない問題でございます。そこで私はこの点について申し上げたいと思ふのは、私どもは公選制に反対しておる大きな一つの理由は、教育委員会が、あなたは教育委員会というものは非常にいいことをやっておるのだ、私どもも教育委員会ができてから非常にいい点があることは十分認めます。しかしながら、教育委員会制度ができて非常に論議されておる点があることは、あなたも認められると思ふ。その一つの大きな点は、この公選という点によりまして現われてきたところの姿から申し上げてそこに一つの……はつきり申し上げます。いわゆるこの教員組合というものを選挙母体にしたしました教育委員会が選ばれてきておるといふ事実でございます。これは、おそらくこの制度を勧誘しましたアメリカの教育使節団にしまして、これはおそらく想像しなかつた点であろうかと思ふ。いわゆるこの教育委員会というものは、私が申すまでもなく合議制の行政機関でございます。その行政機関がある一部の、国民の一部の者の利益代表によつて組織されておる。これは一つこの教育委員会の誤った姿の一つであると私は思ふ。それが現在において私どもは各府県の状態においてみ

まして、あらゆる面においてその姿を見るのでございます。この学校の先生が先生の異動におきまして、組合の指令によつて異動が行われておるといふ例はたくさんございまして。そういうような状態にあつて教育行政が行われてはならぬ、これこそほんとうの意味ではならぬ、これは教育行政に服するものであると思ふのであります。この点につきまして、あなたは、この教育委員会制度が、こういう点についても全然欠点がなかつたとお考えになるのでございましょうか、その点一つ簡単に御答弁願ひます。

○公述人(小林武君) 私は細木先生とは大分意見が違ふのです。というのは公選された方に対して、私は、これはここから出たからこうであるとか、あるいはどうだとかいう文句は言いたくないわけでは、国会議員の方でも、教育委員会の方でも、町村議員の方でも、国民が投票をして選んだ方については、私はその権威を認めるといふ主義なのです。それをもつて、一体この男の身分はどうであるとか、この国会議員のあれはどうであるとかいうことによつて、国会の選ばれた議員さんたちを信用しないといふことになれば、私は国会制度といふものを否認されることになると思ふのです。そういうことは、ですから、私はそういう態度は絶対にとらない。公選された方は、これは国民が自分の清き一票を投じて選挙したのですから、された方は、それはもう国の代表であるといふことは認めます。この点は私は、でありますから公選制によつてやられた教育委員会といふものは、私ははっきりなものと申します。日本の国民によつて選

ばれた皆さん方議員はりつぱな方であると私は信じております。それから組合の指令で人事行政が行われたというように、あなたがございまして、私はあつてお伺ひしたいのであります。私はさういふことは存じておりません。

○細木幸弘君 公選された現議員がりつぱなものであるといふことについては、もちろん公選制がある限りにおいては私は私どもも是認します。ただし、これは国会議員の場合とだいぶ違ふのであります。国会議員があなた方が日教組の線によつて選挙された方が社会党に出る、あなた方の指令に基いて、指令に基いてというのは語弊がございまして、(「語弊がある」取り消せ)と申すのはこれは当然のことです。しかしながら、そういうような、同じようなことが教育委員会において行われるといふことは、これは私は教育委員会の姿としておもしろくないと思ふ。今日におきまして(「そんなことないよ」と呼ぶ者あり) そういう状態が起つたことが公選制においてわれわれが反省しなげな原因があるといふことは、あなたも認めたいだかと思ふ。私どもはこの教育は中立性がなければならぬといふ意味から申しまして、この選挙によつて出たものが一つの色彩を持つて出るといふことは、これは当然でありまして、その意味が今回公選制を改めていこうといふ一つの大きな原因になつたことは事実でございまして、まあその点は別といたしまして、もう一つは私は、あなたは戦前の教育といふことについて反省をしておらぬ。そしてまた戦前の教育に返る、特

にまた、今日市町村長の下に立つとか、あるいは府県知事の下に立つとか申されまされども、市町村長そのものはこれは昔の市町村長とは違ひます。府県知事そのものも、また昔の府県知事とは違ひます。同じくこの府県知事も国民の公選によつてなつた独任制の行政機関でございます。だからそういう点は全然無視されて、昔のままだ、いわゆる国が内務官僚として内務省から任命された知事とは違ふといふことはお認めになると思ふ。ただし、今度の改正によつて、私どもはその選任方法が、この議会の承認を得て府県知事が任命するといふことであつて、教育委員会そのものが府県知事の支配下に立つとは考えておりません。しかし、かりにそうだとすると、昔と違ふといふことだけは認められると思ふ。ですが、いかがでございましょうか。

○公述人(小林武君) 私はどうしても公選制の問題では、御意見とは違ふようです。私は公選制といふからには選挙が行われるので、選挙が行われれば、皆さん方も教育委員もみなこれは選挙運動といふものがあるわけですから、その運動を通してやる以上、それは同じようなお考えの方が集まってやられるわけですから、色合いはいろいろあると思ふ。しかし、そのことによつて公選制といふものが云々されるというやうなことは、私はこれこそ非常に危険な考えではないかと思ふわけでありまして、こういう考え方が発展するといふと、どうも議会制度といふやうなものに不安を持つたりするやうになつて、若干戦前そういうやうなあれがあつたやうであります。私はそういう点については、やはり今後大いに気を

をつけて、国会制度を日本人は大事にしていかなければならぬと考へておるのであります。公選制とか選挙とかいふやうなことを、何か卑しいことのように、あるいは、その中に不正があるといふやうな考へは持たたくない。改善すべき点があつても、これはやはり正しい行き方だといふやうに考へておりますので、別に矛盾は感じません。なお、公選知事によつて任命されるのですから、公選知事よつて任命されるの、公選知事の下にいてもいいだろうというお話は、私はこれはちよつと意見が違ふのであります。公選知事といふことは、私はやはり公選知事がよろしいと思つております。しかし教育委員会制度の建前といふものは、その知事と一緒に並んで、教育といふものを、教育知事とも言われるべきものによつてやられたことは、これは文部省においてになつた方でありまして、よく御存じだと思ふのであります。これは教育尊重の建前から、あの当時教育知事とも言われるべきものとして作つたわけでありまして、その点が私は非常にいい制度だと思ふのであります。しかもそれは皆の、国民の意思によつて、地域住民の意思によつて選ばれたものであるといふこと、だからこれがあつて初めて日本の教育は、いわゆるいふる自治体の下であるとか、あるいは国家権力の下であるとか、あるいはものでなしに、純粹に国民の意思によつて、国民のものとしての教育として発展すべき素地がここにできたわけだと考へるので、私は先ほども公述のとくに述べました通り、教育制度といふものは、今のやうな現行制度がきわめてよろしいと、このやうに

考えております。

○鈴木孝弘君 私は、お聞き違いだと思ひますが、教育委員会が今度の改正によつて、市町村長や知事の下につくという事は申し上げた覚えはございません。その点は私が言つていないのでございまして、その点はあとで取り消しを願ひます。公選の問題につきましては、公選しなければならぬという意見は、大体この公聴会を通じて、その反対意見も相当ありましたし、われわれが傾聴すべき意見があったと思ひますが、この点については一応……、私はこれからほかの委員会に行かなければならないので時間がございせん。一応とどめておきますが、今日は実はお触れにならなかつた点でございしますが、この点について一言だけ明確にしておきたいと思ひます。

それは、あなたが代表しておられます日教組の態度といたしまして、私は実は昭和二十七年でございまして、全国的に教育委員会を全面実施という場合におきましては、日教組はこれは強く反対されて参りました。その後地教委の廃止という事は、おそらく日教組の一つの大きな線であつたと思ひのでありますが、昨年の十一月か十月ごろから、その態度を変更されまして、この地教委の設置を主張され、是認するような傾向にあつたかと思ひのであります。先日の衆議院の文教委員会におきまして、坂田委員の質問に對しまして、あなたは現在日教組としては任意設置であるということをお答えになつておるようでございます。で、私はあなたのほんとうの理論をつき進めていくならば、私は全部全面実施であるか、もしくは県教委の線とどむべきか、その二つに一つではないかと思ひるのであります。いわゆる地域的に公選によつて現在の教育委員会が地方自治体において絶対に必要であるという主張をされるならば、それは財政とかあるいはそういう点について必ずしも全部の方に置くことはしない、いわゆる任意設置であるというふうなお答えをしておるのでありますけれども、その根拠において非常に私は矛盾があるのじゃないか、私はかつてあなたの方の唱えられましたが、県教委一本の線で行くというならば、これでまた一つの理由があると思ひます。また、全面的に全国の市町村にまで置くというならば、これはまた一つの理由があると思ひます。しかし、あなたの方の組合知つておる限りにおきましては、地教委に反対されておる向きもあるし、また県教委一本でいこうという説もあるし、これを転換されて全部一応今のところでは認めておこうという説もあるやうに聞いております。それであなたの方の法案に對して全面的にこれは反対だ、全面的に反対だと申されまされけれども、PTAなんかの関係においては、この点については非常にきちまちな意見を持つておると思ひます。そういう意味合いにおきまして、もう一ぺん、あなたは衆議院で任意設置ということをお主張になりましたが、その根拠をもう一ぺんここで述べを願ひたいと思ひます。

○公述人(小林武君) 先ほどの第一点の質問で、知事の下につくということには言わなかつたとおっしゃるのではありませんが、私はまああなたのおっしゃつたとかおっしゃらないとかでなく、この法律には任命するものは知事または市町村長——任命権者、解任のこともこの中に書いてある、法律の中に。解任すること書いてある。任命し、解任する。やめさせることもできるし、やらせることもできる。こういうふうなものであれば、これはどういふ関係になるかという事はよくおわかりだと思ひます。私はだから俗な言葉で、きわめてわれわれのその法律のことで、詳しくないものから言へば下につく、こういうことを言つたのであります。具体的によくお考えになれば、よくおわかりになつていただけたらと思ひます。

それから次の地教委の問題であります。これは衆議院でもそういう質問を受けました。私はそのとき申し上げた通りでありまして、日教組はまた大会……、私の方はなかなか窮屈なものでありまして、一度大会で決定いたしました。この決定が手続をとらなければ別に変わったという事にならないのであります。現在まだその手続をとつておりませんので、任意設置といふことを現在守つております。しかしながら任意設置を守つておりますけれども、大体みんなが、このごろいろいろ話し合つてみまして、われわれが反對したのは、あの地教委が制定されるに、とくに、その政府がこれは日教組を監視するためだ、文部大臣ははつきり私に言つたんです。日教組を監視するためには置かなきゃならぬ、こうおっしゃつた。あるいは与党の議員の方もそういうふうにおっしゃつた。そういう一休教員組合を押しつけなければならぬ、力を弱めなきゃならぬとかという立場のものであれば、その当時

きになつて反對するという気分も、われわれ出たわけでありまして、またそういう意図のもとに、相当強くそういう制度が作られたものですから、あるいは委員会の方々の中にもそういうことにちよつと力が入り過ぎて教員に向つた方もあるようであります。また、先ほど私どもの方のように、日教組がやられるために作られたといふことから、地教委との現場においてそういう一つの前から妙な雰囲気があつたため、非常に争ひが起つたといふようなことはないうわけでございます。そういうことは現在までもあつて、地教委といふものに対して疑義を持つている者は私どもの組合にも率直にございす。これは認めます。しかしながら、感情的にはそのようなことを言つても、いろいろ教育のことを考えてみまうといふと、感情的にはそういういふやうなことが考えられても、一休地教委を含めて、教育委員会制度といふものはどういふ制度なのかといふことを検討すべきだといふこと、われわれはなつたわけでありまして、この点については地教委の代表者会議においても、あるいは書記長会議といふようなものを開いて、あるいは中央委員会の議題に出して、そういうことを今はきめなければ、討論をしてくれ、こういうやり方でも私は認めておきます。十分討論したわけですから、そういうことはみんなの意向として、一休なつたのは、どういふことであるかといふと、われわれがそういう地教委との間に他からいろいろなさしめがあつたために、いろいろの争ひを起した。起したけれども、今教育委員会制度を全面的に廃止するといふやうなときになつて

みれば、われわれはそういう小さいいさかひを起すことによつて……、よく両者が話し合へば、これは日本の教育の民主化のために必要な機関であるのに反発するといふやうなことはつまずかないから、われわれはそういうものを解消して、教育委員会制度を守り抜くといふ、こういう立場で両者は日本の教育の民主化を守らなければならぬ、こういう結論がわれわれの方から出ておつてゐるわけでございます。しかし、私どもが当初反対いたしましたのは、そういう感情的な一面もあつたけれども、あるいは教育委員会制度といふものは日本でも初めてだ、地域の広さといふやうな事、あるいは人口のいふやうな配置の問題もあつたでせう、そういうやうな事、あるいは果して日本に置くといふやうな事は、果して日本の国情に合うか合ふなかつたといふやうなことを討論いたしまして、任意制といふものを出したわけでありまして、私どもはその際において教育委員会制度を全面否定するやうな立場で、地方教育委員会に反対したわけではないのでありますから、その点は御了承いただきたいわけでありまして、

なお、二十七団体についていろいろの御議論があるといふやうなお話でございしましたが、それはどうも私は当りきりだと思ひます。先ほど私も率直に言ひましたが、日教組の中にだつて、まだ少数の人はあるいは地教委といふものにはどうもいじめられてゐるばかりでゐるから私もしるくなくと思つてゐる人もゐるだろうと私は思ひます。PTAの方の中にもそういう方もあるかもしれない、いろいろありま

○公述人(小林武君) 私は大きな筋ではたとえば公選制の問題とか、それから委員会の精神とかいう問題については、私はこれはきわめて今のところよろしいと思います。しかし細部の問題にわたって教育委員会制度が全く完璧だというようなことは申し上げられない、こういうことを申し上げたのであります。でありますからその間において、たとえば人事の問題で多少ごたごたしている、これは私は率直に認めないわけにはいかないわけです。人事が

個条的でも、こういう点はあるという、この法案についての欠陥があればまあ完璧でないといふやうな感じになりまして、学校の教員として直接お感じになつておる点を、今までの委員会法においてこの点はよくない、この点は直したい、この点はやはり不満足だという点を、個条でよろしうございますから、今お考えであるならば御例示を願いたいと思います。

○公述人(小林武君) 私は今そういう点について詳しくは調べておりませんが、ちょっと今ここでは申し上げられませんが、人面なんかについては多少そういうことが考えられる。人事の交流はよくしなけりゃならぬということとは、これは教員同士の間でも相当いろいろ討論のあったこととでございまして、申し上げたわけでございます。しかし、これについてほん

ので、やはりこれはこの法案の実体についていろいろ考えていく必要があるというので、まあ各個案的にこういうことをお聞きすればよろしいのではないかと思つたわけであります。そこで先ほどの剣木委員からのお尋ねの関連質問で、実は私はお聞きしたかったのではありませんから、この機会にお尋ねしておきたいと思つた。それはたと

ばこの教育の中立性ということとは、あくまでも堅持していきたい、そこでこの現行法ができます当時の国会に提出せられます前までは、特にこの原案は教育委員の特殊性ということを非常に考えて、一般の行政あるいは一般の法律のために責任を負うところの国あるいは地方自治団体の立法の責任に当るところの議員の選挙とはよほど趣きを異にしておるものがある、こういう独立性を考えた一つの考え方がありましたのは教員の立候補を禁止するという考え方が実はあったわけなんです。ところがそれが国会において修正されておると、実はこの点は相当私もその

○公述人(小林武君) 私は結果として教育委員の中に教員出身者が相当の數入っているということとはこれは認めておきます。なおそのことは、こういう新しい制度ができて、そうしてこの制度の運営が日本の教育を運営するということになれば、私はやはり教育の

専門家の中から出なければならぬといふことが、當時国民からも考えられ、あるいは教員の中からも考えられ、ということとは、これは必ずしも間違ひではないと思つてあります。しかし、これは将来ともそうならなきやからぬとか、結果を予想して将来のこのものは教員から相当数出なければならぬなどということは私は考えないわけです。そういうものでなくて、その当時の状況によつて、皆さんの御判断によつて、そういうことになったのだ。そういふふうに考えます。

なお、それから私は教員の立候補といふようなことがございましたけれども、

○笹井順造君 この教育委員会の委員の立候補資格を現職教員に禁止するといふいうようなことはできないと、そのときの情勢においてそれはだれでも子ういう場合になるべきだといふようなお考え、これはまああなたの考えでもあり、また私も必ずしもこれを否定するものではないことでありますが、さらにあの当時のことを振り返って、また将来へのことを考えてみますると、現職教員であつて地方自治団体の議員ともなり得る法律をわれわれが作つてこれを約一年以上実行したことゝもございましたですね。あのときにもいろいろな弊害をわれわれが考へて、

それだけはやめようということにした。しかしあの当時はそこまですることが教員の身分を向上したり、あるいはまた不当なる支配から脱出するためには必要なことであったといふことも、あの当時の状況としては私もまあ賛成しないまでも、これを認めざるを得なかったと、こういうようなまあ状況にあった。ところが時代がだんだん変わって参りますとそれはいいけないのだといつてこれを直した。そういうようないきさつなども考えてみて、この教育の特殊性というようにことを考へてみると、かりに公選制ということがあつても、この点がやはりいろいろな反対な現象が現われるといふことについて、いろいろとわれわれの苦心せざるを得ないようなことがある。従つて知事委員の御質問に對してお答えになつたことの懸念は教員として全然ないのかどうか。あるいはまた、特にこの選挙に當つて今まで現職の教員が特に自分のグループから同類意識をもつてたくさん出そうという現実運動をされたかどうか、この二つの点をこの際にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○公選人(小林武君) 当時の状況によつてですね、先ほども申し上げました通りこういう新しい制度を一体作り上げていくことについては、教育を知っている者からたくさん出なければこれはいけないというような考え方は、それは組合にあると思ひます。教員の中にあると思ひます。そういう考え方は、そのことによつて私は弊害が起きるというようなことは、ちよつとこの場合は考えられないのであります。○笹森順造君 じゃあこの問題ははどうですか、もう一つの方は。

○公選人(小林武君) あとはどういう問題でしたでしょうか。

○笹森順造君 実際の運動としてこの選挙のときに教員組合が組合として、あるいはまた組合との連絡において何か運動でもされた実際のことがおありであるかどうかと、こういうことでございます。

○公選人(小林武君) それは教員の、ざつと今まで考えてみますといふと、法律で規制されない場合、あるいは公職選挙法によつていろいろ変化があつたと思ひます。たとえば自由運動のできた時期もありました。それから運動が禁止された時期もありました。現在ではまあそういう行動がきつめて決められております。そのワケ内でそれぞれやつたといふことはあるでしょう。これは合法的に教員がやるというとは、それは私は当然だと思つております。それはそのワケ内においてのことはこれは私はやつてよろしいと思ひます。

○笹森順造君 そこで現行法の中で私も非常に気にしておりますのは、いつでも教育財政の確保といふことに現行法ではむしろ弱い点を露呈しているのではなからうかといふことである。いろいろ考へておるのでありますが、先ほど私がお聞きしたかった一点は、かりに現行法に不備な点があるとする、教育費を獲得——という言葉は適當かどうか知りませんが、教育費を多く得るために、現在の制度はどうもいろいろな点でうまくないのじゃないか。つまり端的に申し上げますと、行政の二元化といふことはいいけないといふことは、教育自体の問題の裏に、その教育を伸張した、差違せしめるために、

できるだけ必要なる限度を維持するだけのものを国家財政あるいは地方財政でまかなつてあげなければならぬ。ところが、三元的になつてゐるために、決定権が地方自治体の議会にあるにすると、なかなかその点がうまくいかなといふことがあるやに実は感じました。

ところが、これが一本化されると、その責任において熱意をもつて、また事実首長が内容をよく検討して熱心にそれに當るといふようなことになつて、かえつていいのじゃないかといふような点などを考えますので、過去における教育委員会が、どうも必要なものを要求して、当然法の規定によつて、財政の需要額を満たすべきようなことの論拠があるにもかかわらず、それが満たされてない。そして満たされないうちに、今度はその責任を議会にかけて委員が自分の責任を回避するといふような事実を私は実は実際の例をたくさん知つてゐる。こういうようなことを考へてみると、その辺に欠陥があつたので、これを直すために新しい法律の方がいいのじゃないかといふような気もするので、その点教育財政の確立の面からお尋ねしてゐるわけでありす。

○公選人(小林武君) 私は全く逆な考えを持っております。私は戦争によつてあのぐらゐ日本の教育が壊滅状態のときに、それをとにかく六三制を取り入れて、教科書も与えられないような状態から、とにかく十年足らずの間に今日の状況に持ってきたのは、やはり教育委員会の方だと思ひます。これがもし知事の下にあるところのものであるならば、あるいは市町村長の下にあるものであるならば、私はそういう主張はできなかつたと思ひます。これはやはり教育知事ともいわれるような立場に置かれたといふこと、それから公選制であるために、民意にこれに反映させなければならぬといふようなこと、こういうことのために私は教育委員会が非常に予算をよけ取つたと思ひます。それは、われわれのような教師の者は現場のことから考えますから、現場からいへば、これは必ずしも十分だとは言へませんけれども、私は少くとも過去の教育官僚と言われるような人々であるならば、とても現在までにはこのようにりばにならなかつた、こゝろ思ひわけでありす。私はむしろ、これは私の考へですが、県知事やあるいは市町村長とか、あるいは今の現行制度を反対するのは、そういう教育のある程度の対等の主張を非常におきらいになつてゐるのじゃないか、予算その他で、でありますから、もう口を開けば、私もきつめて小範囲でありますけれども、知事さんとか市町村長さんにお会いすれば、どうも今の地方行政の赤字といふのは、教育費からきているといふたようなことをすぐ言う。それを解消するには、教員の首を切ればよろしいとか何とかいふことをいつも言われるわけす。ですから、今のような状況の中では、今度のような法律が出てくるという、私は教育財政といふものはきつめてとんでもないことになると思つております。特に私例として申し上げたいのですが、徳島県の例を見れば、これはもうよくおわかりになると思ひます。非常な莫大な赤字を持つてゐるから、今度は一つ教育にそれをして

わ寄せしてやろうというような再建案です。教員の首を切る。昇給昇格は一切認めない。それから今度は期末手当でも十何年後には三十五億とかなんぼとかの赤字になるから、そのときにはさらに三百名の高校の教員の首を切る。現在二百四十何名とか首を切る、こゝろいふ案です。これは教育委員会が任命制になつたならば、とにかく教育委員会は知事さんにきめられて、いやならお前やめろといふような、やめさせるような方法もこの法律の中には相当考慮されておるようでありすから、こゝろいふ教育委員会さん方では、これに對抗して教育を守るなんといふことはとうていできない。その点は先生とは考へが反対で、教育委員会制度があつたからこそ、現在日本の教育はこゝまで復興した、このように考へております。

○笹森順造君 私はこゝで討論するのではないのですから、見解の相違については申し上げませんけれども、事実私も戦後の日本の教育を考へてみますと、パーセンテージにおいて教育費といふものは非常に低かつた。四%くらいまでよく上つたといふ戦後の非常ななじめな状況からだんだんに上昇してきて、ごらんの通りにパーセンテージも上つておる。できれば私もは諸外国の平均の例の一五%くらいまで上るといふようにしていきたいといふのが私の念願です。これがたまたま文部大臣も考へ、あるいは都道府県の知事も考へ、地方の首長も考へてゐる。こゝろいふところに一つの時代的な進展が、日本の経済の発展とともに来

ているといふことも私どもは期待して
いる。しかもまた、これはわれわれは
だれに期待するかといふと、公選に
よつて行政の全責任を負つてゐる者が
他の生活の上に必要な地方財政にとら
み合せて、同時にこの教育のことを進
めていかなければならぬ。ワグは広
げてパーセンテージはさらにこれを上
げていくという方向へと、実はこの教
育財政はいつおる。こういうところは
むろん教育委員会の方の御努力もあり
ましようけれども、われわれ国会にお
いてこれを審議しこの法案を考へる場
合には、そこに重点を置いて考へてお
る。ところが、あなたのお考へでは、こ
れがどうも反対な、文部大臣がそこに
出てくるとこれは減つていくんだ、知
事が出てくると減つていくんだといふ
ような感じは、私はどうもこれは意見の
相違、感じの相違でありまして、受け
取りたくない、そうあつてはならない
と、実はこう考へておる。こういう意味
で私はもつとすなおにこれを見ていき
たい。先ほどの話をお話を考へますと
、戦前の古い文部省が復活するのだ、
翼賛政治の場合と同じことになるのだ
といふことをおそれながら、今度この
委員会というものが任命制だといふだ、
こういう理論の中に、ずいぶん私は納
得しかねる論理がそこに伏在しておる
ように私どもは非常に残念に思つたわ
けで、それをもう少し新しい時代におけ
る新しい日本の国の構成は、すべてそ
ういふ工合になつていくんだといふ理
解を教員自身が持つておるか持つてお
らんか、どこまでも反感を持つて反対
するといふようなお考へなのか、とも
に協力してそこにいい日本の教育を建
設していくといふお氣持があつての御

発言であるか、その点だけを一つ最後
にお聞きしておきたいと思ひます。

○公述人(小林武君) 私は国会とか、
政府とか、そのほか国民全般の人たち
が協力して教育をやはりよくしてい
かなきゃならぬ、またそういうような行
き方の場合においては、みんなが虚心
になつて、やっぱりそれに向かつてい
かなくちやならぬ、また、そういう私は
時期だとも思つておるわけですが、われ
わりのような現場の教師から言へば、
そういう時期が来ている。今のよう
に右に揺れ左に揺れ、あるいは二大政
時代ですな、政権がかわるたびに政策
が変るといふことになれば、私は教育と
いうものは成り立たないと思ひます。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 以上をもつ
て小林武君に対する質疑を終了いたし
ます。どうもありがとうございました。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑
の方はございませんか。

べたいと存じますが、それに先だつて、地方教育制度改革に関する全国知事会の意見を申し上げることをお許しただきたいと存じます。

全国知事会におきましては、終戦後実施せられた地方教育制度につき、重大な関心をもちまして、かねてから、その実情と体験とに基き慎重な検討を重ねまして、一応その改革の意見を決定いたしておるのであります。すなわち、これが検討に際しましての基本的な態度といたしましては、

第一には、地方教育行政は、地方自治の基礎的なものでございまして、他の一般自治行政と分離して考えるべきでなく、常に一体性を保持すべきものでありますこと、

第二には、地方教育の水準と、他の一般自治水準との間には、それぞれその重要性に応じまして均衡を保ちつつ、総合的に地方自治の本旨の実現をはかるべきでありますこと、

第三には、地方教育行政は、あくまでも不当な支配を排除し、政治的中立性を保持すべきでありますこと、

第四には、地方教育行政は、国の教育目的と、限定されました国の調整作用にも相協力すべきでありますこと、

以上の基本的態度に立脚して検討いたしました結論といたしましては、

第一に、独立性を持つ行政機関としての都道府県教育委員会、教育の内容、方法等に関する基本方針、教育人事その他重要事項を審議いたしまする機関にこれを改めますこと、

第三には、教育委員会の予算等の原案送付の制度は、これを廃止いたしますこと、

第四には、義務教育職員の任免権と給与支給責任とを一元化したいたしますこと、これらがおもなものでございまして、次に今回提案されております法案について、以上申し上げました全国知事会の基本的態度と結論とに基きましてその意見を申し上げます。存じます。まず、最初に結論から先に申し上げますと、本法案は總体的に見まして、教育委員会の性格に関する事項を除いてはおおむね私どもの意見が取り入れられておるのでございます。従いまして、私どもが実際に當って深刻に悩み続けて参りました現行法の持つ重大な欠陥は、これによって相当是正せられ、ひいて地方教育行政の振興はもとより、地方自治の進展にも寄与するものがあると考えられます。よって本法案が本国会においてすみやかに成立することを期待する次第でございます。しかしながら、さきに申し述べました私どもの地方教育制度改革に關しする基本的な態度に照らして、本法案をいさいに検討いたしますと、たとえば、教育委員会の性格等、その改革のきわめて不十分と認められるものがあるのでございまして、この点は、今後の改革にこれを持つてはならないと存じます。ただ、私どもの基本的態度に著しく反すると認められるものにつきましても、でき得れば、修正の上、本法案の成立することを期待いたしますのでございます。以下再考を要すると認められます事項について、若干申し述べたいと存じます。

第一には、本法案におきましては、教育委員会と、地方公共団体との関係が、やや明確を欠くうらみがあるやに思われます。教育委員会を、行政委員会として存続せしめざる以上、従来のごとき孤立・独善的な傾向は、努めてこれを避け、地方自治一体の方向に向かわしめざるべしとが特に重要ではないかと考えます。ついで、その趣旨を制度上明確にいたしするため、公安委員会と同様、地方公共団体の長の所轄の下にこれを置くことを法定いたしすることがより適切であると考へます。

第二には、本法案によりますれば、都道府県教育長の任命は、文部大臣の承認を要することになっておりますが、これは地方教育行政の本質・政治的中立性の保持・国の地方教育行政に対する責任の限界などいづれの面から、どう考えましても筋の通らないものでございまして、この事項があらざるために、本法案が教育の国家統制への復活、反民主化の逆コースなどの痛烈な非難がなされておるのでございまして、文部大臣承認のねらいは、これによって人事の全国的な交流を促進し、教育水準の維持向上に資するにあることと思われまますが、制度上一々承認を要することとする場合におきましては、その運営の如何にもよることではございまして、過去の経験に徴し、漸次諸種の弊害が生ずるおそれがあると考へられます。もとより、教育長に資格を得ますことは、きわめて重要な事項に属し、地方の最も苦心するところでございますが、これに対する措置としては、都道府県の求めに依りて、事実上、文部大臣が指導・助言することをもって足りるものと考えます。

よって都道府県教育長の任命については、文部大臣の承認を得ることは取りやめ、知事が、教育委員会の議を経てこれを行うことが適当と考えます。

第三には、本法案による文部大臣の指導・助言・援助の限界は、おのずから国の教育目的の達成・全国的な教育水準の維持向上・教育の機会均等の確保に限定されるものと考へられますが、注文の上において、これが明確を欠きまざるがため、地方教育行政に対し無制限に介入し得るの誤解を招き、諸種の不安を生ぜしめておられますことは事実でございます。従つてこの不安を解消せしめるためにも、国の責任の限界を明文化することが適切であると考へます。なお、文部大臣の指導・助言・援助又は措置要求は、国の責任の確実な実行を保障する意味において、制度上、その必要性はこれを認めるものでございまして、これらの実施は、地方自治の本旨に従ひ、その総合性を乱さない配慮のもとに行われることが必要でございます。都道府県知事のみを通じて行われることにこれを改めることが望ましいと考へます。

第四には、本法案によりますれば、指定都市に対する特例を設けておりますが、これは指定都市を包括する都道府県の教職員人事の交流を阻害し、ひいては教育水準の維持と教育の機会均等に著しい障害を与える結果となるのであります。しかして、大都市の人口は激増し、これに伴い教職員の定員もますます増加し、多数の新規採用を必要とする趨勢にあります反面、郡部人口はかえって漸減し、これに伴い、教職員の定員を減じ、整理の道を講ずべき趨勢にありますので、その間における人事交

流の円滑化をはかる措置を講じておきますことは、その府県により絶対に必要となつておるのであります。よって、五大府県におきまます教育行政の特例性にもかんがみ、指定都市の特例に關しする事項は、これを削除すべきものと考えます。もし、万一削除ができなければその欠陥を補いますために、第一に、校長の人事権、給与決定権は、府県教育委員会に留保いたしますこと、第二に、その他の教職員の人事権、給与決定権は指定都市の教育委員会に委任するといはしましては、その委任事務の執行につきましては、あらかじめ、当該府県の教育委員会に協議いたし、この二点の修正を加えることが必要かと考へます。

以上申し上げましたごとく、本法案の内容には、慎重に再検討を要するものが若干あると考へられるのでありますが、他面次に申し上げるがごとく、地方自治の実情から考へて、積極的、かつ、重要な実益を有するものがあるものであります。すなわち、第一には、教育委員の公選制を廃止して、任命制にいたしましたこと、御承知のとおり、都道府県教育委員会は、発足後八年、三回の選挙を経ておりましたが、その結果から判断いたしますと、本来の目的とは逆の方向をたどつて参り、真に国民の公正な意思を反映するに足る姿にはなつていないと考へます。すなわち、参考資料に示しますごとく、都道府県教育委員の五七・八％は教員出身者をもつて占められ、このまま公選制を存続いたしますれば、近い将来には、これらの人々をもつて大部分が占められあつても、職業教育委員の観を呈し、諸種の弊害

を生ずるのみならず国民各階層の意思は反映されなくなるものと推察されるのであります。かかる現象の生ずる原因は、選挙が巨額の費用を要し、かつはなはだしく煩瑣であり、かつは組合等の組織内にある者以外におきましては、人材の立候補がきわめて少なく、従つて住民の選挙熱も低調となり、投票率は回を重ねるたびに漸次低下すると同時に、無投票当選の現象すら激増せんとしているのであります。かかる事態に立ち至りましては、すでに公選制の意義は、全く失われておるのでありますから、これを救済するには、任命制による以外に有効な方法はないと考えます。

しかるに、いたずらに公選制の理想にとらわれ、現実の弊害に目をおおわんとする風潮が、世間の一部にあるのであります。これは結果において、教育を軽視するものと断ぜざるを得ないのでございませう。しかも、その任命は、公選された首長と議会の協力によつてなされるものであり、地方教育行政が地方自治の基礎である以上、なら民主主義に反するものではないと考へます。なお、任命制が、適正な人材の選任、政治的中立性の保持に何ら支障なくむしろ有効適切な方法でありますことは、公安委員、人事委員の任命によつて、実際に立証されているところでございませう。

第二には、教育委員会の予算等の原案送付の制度を廃止したことでございませう。教育委員会に、予算等の原案送付権を認めたことは、不当に、教育予算が圧迫されることのないよう、万一の場合に備へました措置であると思われるのでございませうが、終戦後の地方教育行政は、戦前に比し、飛躍的にその重大性が認められ、しかも、首長の選任権が直接住民に与えられ、以上、教育費が不当に圧迫されることは、常識上考えられない時代となつており、現実に、一般行政諸費に比して、まさる他の一般行政諸費に比して、まさるものでも劣る事実も絶対ないものと確信するものでございませう。しかして収入についてなら責任を持たない教育委員会に、歳入歳出に関する原案作成の権能を認めさせることは、理論上矛盾があるばかりでなく、実際上も適正な原案作成は不可能なのでございませう。かくのごとく、なんらの意義を持たない予算原案送付の制度は、いたづらに首長と教育委員会との対立、紛争の原因となり、全く有害無益のものでございませうから、かかる制度はすみやかに廃止して、地方自治の明朗化、能率化に資すべきであつたのでございませう。

第三には、義務教育職員に給与支給責任とを都道府県に統一したことでございませう。従来、義務教育職員につきましては、任免権は、個々の市町村にあり、給与の支給責任は、都道府県に負わしめるといふきわめて不合理な制度になつていたのでございませう。これがために、教員の配置、昇給昇格等は、複雑な手続を要するばかりでなく、その適正を欠き、ひいては、義務教育水準の維持向上に重大な支障を生ぜしめていたのでありまして、これこそ、教育の実態において重大な弊害の原因をなしてゐたものであり、その一元化は、一刻も放置することとを許さぬ、緊急事であつたのでございませう。

以上、要しますものに、本法案は、

その内容において若干の欠陥を有し、その補正を要するものがあるものでございませうが、反面、幾多の長所を有し、總体的に見て、その欠陥を補つて余りあるものと判断されますので、この際ぜひとも成立せしめ、もつて、地方教育行政の振興地方自治の進展並びに文化国家の建設に資せられまするよう強く期待いたしますのでございませう。

以上をもつて、私の公述を終わります。

○秋山長造君 友末さんに二、三點お伺いしたいと思ひますが、この法案についての御質問を申し上げる前に、その前提として知事会の方の地方自治に対する基本的な考え方についてちよつとお伺いしたい。御承知のように今度の国会には教育関係については今問題になつてゐる法案が出ておられますが、別に地方自治法の改正案が出てゐるわけですから、その地方自治法の改正案を讀んで見ますと、いろいろ技術的な点もありまして、見逃すことのできない重大な問題が含まれてゐる。それは御承知の通り従来地方自治法において、府県と市町村というものは並列的な同じような基礎的な地方公共団体という規定がなされておる。ところが今度の改正案を見ますと、今までのような並列的な規定でなしに、基礎的な地方公共団体は市町村一本になつておる。そうして従来同じく基礎的な地方公共団体と目されておつたところの府県というものは、基礎的な公共団体ではなくして、それとは少し違つたといひますか、地方自治オンリーの立場からいひますと、少し地方自治から浮いた性格に變更されておるのですね。つまり市町村と国との中間団体のような形になつて

おる。これは非常に重大ないろいろな意味を持つておると思ひます。この点について知事会並びに代表として御出席になつた友末さんはどういふお考えをお持ちおられるか。

○公述人(友末洋治君) 地方自治法の改正法案が提出されまして、府県と市町村に關します規定が設けられておるわけにございませうが、仰せの通り市町村が基礎的な公共団体であるという表現になつておりました。府県につきましては別に基礎的なという表現になつておりません。私も似たしましては、果も市町村ともに地方公共団体であるというふうに表現されておりましたことは、一つの公共団体である個々の市町村を包括したておるという関係におきまして府県があるという意味に解釈したてゐるのでありまして、仰せのような基礎的という意味に、あまり強くこれを重視して考へてゐるものではないと思ひます。制度上から申しますと、ともに同じような地方公共団体であるというふうに觀念をいたしてゐるのでございませう。

○秋山長造君 今友末さんはきわめて樂觀的な御見解のようですね。けれども、これはちよつと従来、また現在も別な場合に言つたり考へられたりしてゐることと少し違ひのじやないかと思ひます。すけれども、今度のこの地方自治法の問題は、これは今日こつ然として現れた問題ではないので、従来これはもう繰り返し繰り返し最大の論点になつてゐる問題だと思ひます。地方行政の問題として、で、決しておしやるように簡単な問題と私は思ひませうし、また知事会としてもおそらくそう簡単に

は考へておられん、氣休めにそういうことを言つておられるのじやないかと、失礼ですがけれども私は思ひます。がね。やはりこれは今のところはこれはまだ芽ばえですから、だからあまり考へ方に隔たりはないようですね。けれども、これはもう將來の見通しという点から考へると、相当これは違つた方向にいきかねないといふおそれがあるといふことはお認めだつたらと思ひます。論より証拠、そういう性格規定から始まつて、次から次に展開されるいろいろな条文を讀んでみますと、とにかく一歩々々中央からのいろいろな名目によるところの、俗の言葉で言へば、ひもが地方、特に府県、具体的には府県知事というのに対してついてきつてあるといふことは、お認めになるのじやないかと思ひます。そうしてその理由として説明されることによると、結局日本のような小さい国で、そして各府県がそれぞれ独立性を主張して、ばらばらな行政をやつておつたのでは困る、だからもう少し中央政府を中心に能率化といひますか、あるいは集權化といひますか、あるいは国全体の行政の調和といひますか、バランスといひますか、あるいは一体性といひますか、そういうものをもつと尊重していかねればならぬ、こういう説明がされておると思ひます。こういう説明はその言葉自体としてはごくもつともな言葉が多いのですけれども、しかしその底に流れる傾向といひますか、また、それが具体化された場合に出てくるであろう結果といふようなものを予想した場合に、やはり昔のような中央集權そのまゝではないにしても、それに近いような形になるおそれが出てくる

は考へておられん、氣休めにそういうことを言つておられるのじやないかと、失礼ですがけれども私は思ひます。がね。やはりこれは今のところはこれはまだ芽ばえですから、だからあまり考へ方に隔たりはないようですね。けれども、これはもう將來の見通しという点から考へると、相当これは違つた方向にいきかねないといふおそれがあるといふことはお認めだつたらと思ひます。論より証拠、そういう性格規定から始まつて、次から次に展開されるいろいろな条文を讀んでみますと、とにかく一歩々々中央からのいろいろな名目によるところの、俗の言葉で言へば、ひもが地方、特に府県、具体的には府県知事というのに対してついてきつてあるといふことは、お認めになるのじやないかと思ひます。そうしてその理由として説明されることによると、結局日本のような小さい国で、そして各府県がそれぞれ独立性を主張して、ばらばらな行政をやつておつたのでは困る、だからもう少し中央政府を中心に能率化といひますか、あるいは集權化といひますか、あるいは国全体の行政の調和といひますか、バランスといひますか、あるいは一体性といひますか、そういうものをもつと尊重していかねればならぬ、こういう説明がされておると思ひます。こういう説明はその言葉自体としてはごくもつともな言葉が多いのですけれども、しかしその底に流れる傾向といひますか、また、それが具体化された場合に出てくるであろう結果といふようなものを予想した場合に、やはり昔のような中央集權そのまゝではないにしても、それに近いような形になるおそれが出てくる

は考へておられん、氣休めにそういうことを言つておられるのじやないかと、失礼ですがけれども私は思ひます。がね。やはりこれは今のところはこれはまだ芽ばえですから、だからあまり考へ方に隔たりはないようですね。けれども、これはもう將來の見通しという点から考へると、相当これは違つた方向にいきかねないといふおそれがあるといふことはお認めだつたらと思ひます。論より証拠、そういう性格規定から始まつて、次から次に展開されるいろいろな条文を讀んでみますと、とにかく一歩々々中央からのいろいろな名目によるところの、俗の言葉で言へば、ひもが地方、特に府県、具体的には府県知事というのに対してついてきつてあるといふことは、お認めになるのじやないかと思ひます。そうしてその理由として説明されることによると、結局日本のような小さい国で、そして各府県がそれぞれ独立性を主張して、ばらばらな行政をやつておつたのでは困る、だからもう少し中央政府を中心に能率化といひますか、あるいは集權化といひますか、あるいは国全体の行政の調和といひますか、バランスといひますか、あるいは一体性といひますか、そういうものをもつと尊重していかねればならぬ、こういう説明がされておると思ひます。こういう説明はその言葉自体としてはごくもつともな言葉が多いのですけれども、しかしその底に流れる傾向といひますか、また、それが具体化された場合に出てくるであろう結果といふようなものを予想した場合に、やはり昔のような中央集權そのまゝではないにしても、それに近いような形になるおそれが出てくる

のじゃないか、これと併行してたとえ憲法改正なんかの問題が論議されておるけれども、その中でも重要な項目として地方公共団体というものの性格と範囲というものを、現在とは変えようという考え方が強くあることは御承知の通りです。当面知事の直接選挙というものをやめる、いわゆる知事官選にするというようなことが、もうこれは日常茶飯事のように議論されておる、これも御承知の通りです。だからなおさら私はさつき申し上げましたような傾向というものが漸次頭をもたげてくるということも、これは杞憂ではないと思ふのです。そういう問題について地方自治の責任者としてどのようにお考えになり、また、そういう傾向に対してどのように対処なされようとしておられるのかお伺いしたい。

○公述人(友末洋治君) 今回提案されておられます地方自治法の改正は、府県や市町村の性格に関する根本的な改革を何ら含んではおられないのであります。ただ今の御質問は、今後府県、市町村に關する事項について、中央集権的な方向にいく傾向がありはしないかという意味からの御質問だったかと考えます。現在の府県市町村につきましても、なお検討を要するものがあることはこれは認めざるを得ないので、これにつきましても、その地域の適正化をいかに考えるかという問題が一つある。同時に国と地方公共団体との正常なあるべき姿をどうきめるかというところが最も大きな問題かと考えます。すなわち国と地方の關係におきましては権限の問題もあり、同時に、税財源の適正配分という問題もあるのをごいいます。現在の状況は権限

も、また財政権も大幅に中央に握られておりました、実質的には中央集権的な色彩がきわめて濃厚だと、かように実は考えるのであります。そこでこれらの改革につきましても、府県の区域という問題とからんで、勢い参りますので、根本的な慎重な検討をいたしました上においてなさるべきである、かように考えて知事会といたしまして、も、これらの問題について従来から慎重な検討をいたしまして、すでに結論は一応出しておるところでございします。そこで中央集権化の方向に向う一部の考えがあることは、これは認めます。しかしながらさような方向にいくべきではないのでございまして、あくまでも府県、市町村というものは、地方自治の本旨を実現いたします団体としてこれを考えて参る。ただ地域的に不十分な点がございしますので、時勢の進展に即応してこれをもちと拡大する。同時に国と地方との行財政の権限の適正配分も行なつて参りますことが最も必要ではないか、かように考えておられます次第であります。

○秋山長造君 前提の問題ですから、前提としてはもう一点だけお伺いします。そういったしますと、知事会としての基本的な考え方は、現在の憲法第八章に言う地方自治の原則はあくまで守つていきたい。にもかかわらず現状は憲法の条文では地方自治がらっぱに書いてあるけれども、現状は実質的には中央にいろいろな面で握られておる面が多い。そこで名実ともに今後は地方自治を徹底してやっていきたい、こういうふうに了解してよろしゅうございしますか。

○公述人(友末洋治君) 全くその通りでございます。でも、また財政権も大幅に中央に握られておりました、実質的には中央集権的な色彩がきわめて濃厚だと、かように実は考えるのであります。そこでこれらの改革につきましても、府県の区域という問題とからんで、勢い参りますので、根本的な慎重な検討をいたしました上においてなさるべきである、かように考えて知事会といたしまして、も、これらの問題について従来から慎重な検討をいたしまして、すでに結論は一応出しておるところでございします。そこで中央集権化の方向に向う一部の考えがあることは、これは認めます。しかしながらさような方向にいくべきではないのでございまして、あくまでも府県、市町村というものは、地方自治の本旨を実現いたします団体としてこれを考えて参る。ただ地域的に不十分な点がございしますので、時勢の進展に即応してこれをもちと拡大する。同時に国と地方との行財政の権限の適正配分も行なつて参りますことが最も必要ではないか、かように考えておられます次第であります。

でございします。でも、また財政権も大幅に中央に握られておりました、実質的には中央集権的な色彩がきわめて濃厚だと、かように実は考えるのであります。そこでこれらの改革につきましても、府県の区域という問題とからんで、勢い参りますので、根本的な慎重な検討をいたしました上においてなさるべきである、かように考えて知事会といたしまして、も、これらの問題について従来から慎重な検討をいたしまして、すでに結論は一応出しておるところでございします。そこで中央集権化の方向に向う一部の考えがあることは、これは認めます。しかしながらさような方向にいくべきではないのでございまして、あくまでも府県、市町村というものは、地方自治の本旨を実現いたします団体としてこれを考えて参る。ただ地域的に不十分な点がございしますので、時勢の進展に即応してこれをもちと拡大する。同時に国と地方との行財政の権限の適正配分も行なつて参りますことが最も必要ではないか、かように考えておられます次第であります。

○公述人(友末洋治君) 全くその通りでございます。でも、また財政権も大幅に中央に握られておりました、実質的には中央集権的な色彩がきわめて濃厚だと、かように実は考えるのであります。そこでこれらの改革につきましても、府県の区域という問題とからんで、勢い参りますので、根本的な慎重な検討をいたしました上においてなさるべきである、かように考えて知事会といたしまして、も、これらの問題について従来から慎重な検討をいたしまして、すでに結論は一応出しておるところでございします。そこで中央集権化の方向に向う一部の考えがあることは、これは認めます。しかしながらさような方向にいくべきではないのでございまして、あくまでも府県、市町村というものは、地方自治の本旨を実現いたします団体としてこれを考えて参る。ただ地域的に不十分な点がございしますので、時勢の進展に即応してこれをもちと拡大する。同時に国と地方との行財政の権限の適正配分も行なつて参りますことが最も必要ではないか、かように考えておられます次第であります。

化は、この執行機関である知事、また審議機関である議会、これをもって十分ではなからうかと、かように実は考えます次第でございます。そこで、できますれば、他の独立いたしましたところの行政機関は、これはむしろ将来だんだんに廃止する方向に向つていくのが適当じゃないか。かように考えるのでありますが、これは漸を追うて考えるほかあるまい。ただ仕事の性質によりましては、政治的な中立性を特に考えていかなければならぬというものがまたございます。それは申すまでもなく警察、教育行政でございます。そこでこれらの警察、教育の行政について知事がすべての権限というものを持とうという考え方は、これは私は思つておりません。重要な事項につきましてはやはり他の機関で、行政機関あるいは審議機関としてその議を経て行うことが、これが政治的な中立性を保持する上において必要である。かように考えるのであります。ただ知事として所轄的な考え方を持つておりますことは、全体を調整する総合性と均衡性というものが地方自治におきましては一番大事である。現在それが終戦後の制度におきまして権力分散方式によつてはばらばらになっておりますところに、全体的に見て非常に非効率な点があるわけでありまして。その現実的な非効率をできるだけ是正して、安上りで、最も住民にはね返りの大きい行政をやつていく、これが住民が常に求めておられますところの一般的な要求である、かように考えております次第でございます。

○秋山長造君 もう一回だけお伺いたします。で、まあ今のようなお考え

方も、地方自治の責任者としての知事というお立場からのお考えとしては一応わかります。で、わかりましたけれども、しかし中央と地方という関係の場合には、極力権力の地方分権といひますか、中央集権的な傾向に対しては、反対の態度をし、反対の考え方をとつておられる知事会が、今度は地方自治の内部の問題になると、とにかくまあいろいろ理屈はつけますけれども、要するに民主化とか、あるいは分権化、あるいは自主性というようなことよりもですね、もつぱら安上りの政治を作るのだという考え方ですね、行政の効率化だとか、一体化だとか、あるいは集権化だとかいう考え方で終始されるというところは、私はちょっとどうも、ものの地方自治の考え方としておのずからそれは限度はあります。それは権力分散といつても限度はありますけれども、少し得手勝手なような感じを受けるのです。とにかく知事の自身の権限はでるだけ排除していきこう、こういう非常に戦國的な考え方になるんで、特にその教育長というものを、これは公安委員会の話も出ましたけれども、公安委員会の教育長に当るの、警察本部長だと思ふのですが、警察本部長は御承知の通り、これは知事なんか全然指を触れることもできない、中央任命ですから問題にならぬですが、この教育行政を事実上やれる教育長というものは、これは知事が任命権を持つていうことになりまして、これはやはり教育委員会が単なる審議機関にすぎないものになるというらばその関係において、教育行政あるいは教育行政事務と

いうものは、もう実質的にはやはり知事が握る、握るという言葉は語弊がありますけれども、俗な言葉で言へば握るという結果になるわけですね。予算という権限を握つておられ、そしてその上に教育長の任免権を握れば、これは当然人事権なんかも事実上はやはり知事のところへなびいていくということになると思ふ。そうすると教育委員会というものは全く民主的な粉飾、お飾りということにすぎなくなつて、実質的には昔の知事の任命する教育部長、学務部長という形と同じになると思ふのです。それからまた、知事がたいていおっしゃる通りに、どうせ知事も公選されたのだし、そして知事の相談を受ける府県会も公選されておるのだから、任命制にしてもかえつて安上りでいいという考え方を徹底していけば、もうついでに公選された知事が任命するのだから、知事任命の教育部長にしたらなおさら安上りでいいじゃないか、能率的でいいじゃないか、こういう考え方に私は通ずると思ふ。そこに非常に私は知事の善意は信じますけれども、しかしおっしゃる善意、必ずしも實際行政の上で保証されないということをおし上げて、もう一度その点の御説明を願ひたい。

それからもう一点は、地方公共団体というものは一体なんなのか、だから地方行政も、教育行政だとか何行政だとかいうようにばらばらでなしに、やはり一体性を保つていかなければならぬ、こういうお話しなんです。これはもう私も全く賛成ですけれども、ただしかし、抽象的に一体性といつても、それは具体的に何かといつたら、結局理論的にいへば、地方行政の一体性と

いうことは、つまりその他方団体の団意思といふものが一本に出る、団意思をきめるものが一本である、こういうことだと思ふのです。その団意思があつてこつちから出てくるということではなしに、一つのものから団意思が出てくるということが一体性といふことの理論的な説明だと思ふ。その地方団体の一体としての団意思を決定する機関というものは、これは知事でもなければ教育委員会でもない。これは地方議会だと思ふ。これはもう自治法によつて、はっきり定められておるのです。だからかりに原案送付権といふものを教育委員会に認めておるとしても、教育委員会が知事に対して原案送付権を持つておるがゆゑに、地方の一体性がそこなわれるということにはならぬと思ふのです。それはまだ一本の団意思を決定する前の準備段階の話ですから、原案送付権といふのは、だからもし教育委員会と知事との意見が対立した場合は、対立した二つの意見を議会で提出をして、議会で一本にしつてもらうわけですから、そしてその議会で議決を経たものが、茨城県なら茨城県という地方公共団体の団意思といふことになって、最終決定で一本になつて出てくるのですから、何ら地方行政の一体性とか、地方団体の意思の一体性をそこなうということには、私はは法理論上ならぬといふふうにおもうのですけれども、その点一つも少し御説明を願ひたいと思ひます。

○公連人(友末洋治君) 中央と地方の関係について、中央集権を排撃しているといふことではございますが、すべてを排撃しているのではないのであります。教育委員会制度につきましても、やはり国家全体の教育目的というもののはつきりあるわけであり、また国全体といたしましては教育の機会均等を保持していく、あるいは全国的なでこばこを調整いたしまして、一定の水準を保つていく、日本国民でありまする以上、場所のいかんを問はず、同じような教育が行われ得るという必要があるものであります。そういう意味においては、これは当然されなければならぬ、かように思うのであります。が、任命というやうな問題になりますと、ちよつと行き過ぎであり、また、地方自治の本旨の実現という意味からも、これは相当検討を要さなければならぬ、かように実は考えておるのであります。そこで地方自治全体として考えた場合におきましては、できるだけ一つ能率的な方向に今後向けるべきであると、かように私は思つておるわけでございます。民主化の線から申しますと、やはり地方議会、あるいは公選された知事といふものを根幹として進むことが正しい行き方であらう、かように考えますので、個々の独立した機関までも設けることは、これはこの際、反省、再検討を要するのではないかと、必ずしも今までできておりましたところの行政委員会が実際の面において、非常に大きな能率的な効果を上げておるようには、私は感じておりません。議会そのものが、教育につきましても、やはり全面的に大きな関心と責任をもつて考えていくという行き方がつきりした行き方じゃないか、現にやはり議会などで常に問題になりますのは、何をいふても教育の振興ということとが常に討論、論議せられるのであり

ます。むしろ教育委員会内部の論議よりも、県議会などで教育の問題が論議され、審議されることの方が真剣だといふくらいに、言い過ぎかもしれないが、私は実はかように考えております。今日の地方議会、あるいは今日の各県の知事はもう一日たりとも教育に関心を持たないで済ませるものではないのであります。全責任を持って知事も、また、議会もこの教育の問題と取り組む方が能率的で、効果が上るといふふうに固く私は信じておるものであります。

そこで原案送付権についての御質問があったわけですが、これは直ちに地方自治の一体性と矛盾するものとは私は考えません。お説の通り、議会でもって知事が出した原案と、また教育委員会が出した原案と、原案といふものを相互検討いたしました、一本にまとめるといふ筋合いだろ、かように考えますが、この原案送付権は従来の経験から考えますと、何ら意味をなしていないといふところに実は問題がある。かように考えておるのであります。意味がないばかりでなく、実際に無用の摩擦、無用の弊害を生ぜしめておるのが実情じゃないか、かように考えておるのであります。

○湯山勇君 ちよつと関連して、今秋山委員の最後にお尋ねになった第一の点の教育長の任命の問題につきまして、先ほどの御公述の中に、こういう意味の御発言がございました。それは教育長は文部大臣の承認を経て教育委員会に任命する。こういうことは過去の経験によつても、非常に弊害を生じた例があるといふような意味のことがあり

まして、言葉はその通りでないかも知れませんが、そういう意味の御発言があったと思ひます。私はまあいろいろ調べてみたのですけれども、現在こういうケースは他にはないように見受けられます。そこで公述人は非常に御経験をもちになつておられますから、現在はないにしても、過去においてこういう例があったことを御存じだと思ひますし、あるいはびつたりこれに当てはまらなくても、そういうケースと考えられるような例をお持ちになつて、そしてこういうことは過去の経験によつても非常に弊害を生むといふようにおっしゃつたと思ひます。そこで、私も今他に例を持つていないものですか、いろいろ起り得る弊害をまああるうかどうかもあるうかと、ケースとして考えてはおるのですけれども、残念ながら具体的なものを持つておりません。そこで公述人が先ほど御公述になつたように、こういうこれに近いという事例が過去にあったならば、その事例と、そしてその事例がいろいろ大きな弊害を生んだ、長年の間には非常に弊害を生んだといふことをおっしゃいました。そういう事実を一つぜひお教え下さいますならば、これは非常に私も法案審議に役立つと思ひますので、その点を一つ具体的にお教え

○公述人(友末洋治君) 先年に教育の人事権が相当国に留保されておつたことは御承知の通りであります。その当時、私も非常に憂へましたことは、教育人事というものが派閥人事になりやすい、その当時は東京の高等師範、広島の高師といふものが実はあつたわけでございます。東京関係のい

広島関係といふものの派閥人事というものが行われたことは御承知の通りであります。同時に、文部省内部におられます方々を特に地方に押しつけられる、押しつけ人事といふものか、そういうものも行われたのが事実でございます。かような押しつけ人事あるいは派閥人事の再現を目ざしておられるのではないと思ひます。今回の文部大臣の承認は、おそらくこの文部大臣の承認は、そういういやらしいところではなく、ほんとうにこの日本全体の教育の水準を上げていきたい、またでこばこのな

いようにしていきたい、それには全国的な人事交流をやつぱり考えていかなければならぬ、この気持はわかるのであります。しかしながら、だんだんとかうやって参ります上におきましては、人事には常に弊害が伴いますので、おそろく過去のような弊害にはならぬと思ひますが、やはり中央に一手に握られておられます以上は、長所よりも弊害の方がだんだんに現れてくるのじゃないか、これを私は憂へるのであります。

○荒木正三郎君 若干お尋ねいたしましたと思ひますが、地方自治を考へる場合に、一体性といふことを強く考へる、非常に重く考へる、こういう考へを推し進めて参りますと、先ほど友末さんがおっしゃつたように、教育行政についても知事の手元に一本化する、私はいくつかの結論が出てくると思ひます。けれども、地方自治を考へる場合に、一体性といふことだけで判断していくといふことは、私は十分でないといふふうに考へるのです。特に教育行政の問題につきましては、これは戦前のわれわれの経験が示しますように、

相当政治勢力が教育界を支配した、という歴史を持つておるわけであります。そういう経験から考へて、教育行政は一般行政と分離すべきである、こういうのが大体の今日の教育委員会制度が生まれた精神であります。従つて地方自治の一体性といふ面を考へるといいますか、そういう面を考へるとともに、やはり教育の政治的中立性、という問題も相当重く比重で考へなければならぬと思ひます。どうも先ほどからお話を伺つておりますと、一体性といふことだけに重点が置かれておるように思ひますが、政治的中立性の問題については、どういふふうに考へておられるか、その点をお伺ひしたいと思ひます。それが第一点です。

時間の関係がございますから続けて申し上げます。第二点にお伺ひしたい点は、友末さんは公選制を廃止する方がよからう、こういう御意見でございます。その論拠といつたしましては、このまま公選制を続けてゆけば、近い将来には教員出身者をもって大部分が占められる、職業教育委員の感呈するに至るであらうといふのがその論拠になつておるわけであります。そこで私はここで文部省から私どもに提出された資料がございまして、その資料を見ますと、昭和二十七年の選挙の結果が出されておるわけでございまして、都道府県の教育委員会におきましてその出身が教員である、前歴が教員であるというものは、全体の三五%になつておられます。それから地方教育委員の方を見ますと、五大市におきましては、二〇%になつておられます。それから市町村におきましては、九三九%、町村におきましては、わずかに一・六

五%、もちろん友末さんの資料は、都道府県教育委員会のみについておっしゃつておるわけなんです、教育委員会は、都道府県教育委員会だけではなしに、地方教育委員会も入るわけでございます。それらを通覧して見ますと、一番多い都道府県の教育委員会においても三五%、町村に至りましては、わずかに一・六五%、二%に足らないといふのが二十七年の選挙の結果でございます。こういう点を考へますと、あなたがおっしゃつたように、果して近い将来には教員出身をもって大部分が占められるのじゃないか、ここにもそういうふうな書いてありますが、私はそういう憂へはないといふふうに考へる。だいぶんこれには誇張があるのじゃないか。どうも私が今申し上げた資料等から考へて、そういう考へがいたしますので、この点一つ御所見を伺いたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、義務教育諸学校の教職員の任免権と給与の支給責任者を都道府県に統一した。この問題について私は次に考へる問題は、義務教育諸学校の教職員の身分、この身分はやはり依然として市町村にあるわけでありまして、そして任免権と給与支給の責任が都道府県に移るわけなんです。その結果義務学校の教職員の何といひますか、身分といひますかね、地位といひますか、非常に複雑なものに私はなつてきておると思ひます。こういう点について身分は市町村にある、ここから起つてくるこの服務あるいは懲戒とか、いろいろの事項は、市町村において処理される、なお重要な任免権及び給与等については、都道府県にあるといふふうなことから非常に

ません。しかしながら現実の実際の問題といたしましては、公選制をとっておきますがゆえに、制度のねらいと逆の方向に参つておる、これは反省しなければならぬ、お説の通り選挙区の問題もこれは確かであると思ひます。また、もう少し小選挙区にいたしまして公選制をやってみようなるかという問題もあると思ひますが、やはりこれは大同小異で、県の教育委員の選挙の場合に幾ら小選挙区制度を採用するといつたとしても、市町村別にできるわけではございませんし、相当広範囲において選挙区を定めなければならぬということになりますれば、現在の県一円の選挙区とほとんど大同小異でありまして、結果はやつてみなくても、私は大体想像がつくのであります。そこでそういう大体見当のつくことをおやりになるよりも、現実には弊が出ておるのでありますから、これはまた一刻も放置できない教育上のきわめて重要な事項に属しますので、そのかわりの方法といたしましては任命以外にない。任命制をとっておきますところの公安委員、あるいは人事委員といふものについてさえごらんを願ひまして、何一つ民主化に反するとか、あるいは政治的な中立性を害するといふようなことは何ら起つておりません、問題になっておらない、地方では、さうなことをお考えいただきますれば、今日の段階といたしましては、地方の自治の実情あるいは国全体の状況から考えまして、任命制が最も有効適切な方法である、かように考えます次第であります。

○委員長(加賀山之雄君) 矢嶋君、大へん時間が過ぎておりますが……

○矢嶋三義君 もう二、三とお伺ひしたいのでございますが、知事さん簡単にお答え願ひたいと思ひます。二、三伺ひしたいと思ひます。それは全国でこの教職員の退職を勧告する場合に、教職員の場合は五十歳とか、五十二歳で勧告して、そして知事さんの直接支配下にある県庁の公務員については五十八歳、六十歳の公務員がたんとおられるというように、同じ都道府県の公務員でありながら、ずいぶん差がついておる例がたんとあるものでございまして、あつた質問が出るのでございまして、これはどういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○公述人(友末洋治君) 各府県で人員整理その他のために勧告退職をいたします場合におきましては、大体教育委員会の職員の方と均衡のとれる方法で勧告をしていただくのが大体の状況でございます。しかしながら、御承知のように一般職員の方には年寄りが非常に多いというの事実でございます。これは一般職員の中には教職員とは違ひまして技術者等の余人をもつてかえがたいといふものが実はあるわけでございまして、勧告退職をさせましても、翌日から困りますので、補充をしなければならぬといふものが実は数多いのであります。さうな関係から、一般職員の中には相当の年齢になつておる者がある、この点は確かに教職員と現実には差異がございますが、これは仕事の性質上当然生ずる結果だ、かように考へております。

○矢嶋三義君 討論になるといけませんから申し上げませんが、この一般公務員がやめるとあつたから困るといふやうな方々でなくて、年輩の人がたぐさんいらつしやる、また教育界においても非常に優秀な人は県の教育界においてもこの人は大切だといふ人もあるわけですが、さういふ教職員は五十二才とか五十三才で一率にやめられたいと御見解を承つたわけですが、今御答弁をいただきました。もう一つ伺ひたい点は、そして次の質問が出るわけですが、それは地方公務員法の一部改正案が参議院を通過いたしましたので、今衆議院に送付して衆議院で審議中でございまして、御承知のようにこの地方公務員法の一部改正法律案が成立いたしましたといふと、都道府県条例によつて停年制がしかれることに相なるわけでございまして、さうすると知事さんはこの条例の提案権を持つことになつておるわけでございまして、知事会として、この教育公務員法に提案する場合に、何ぞくらしい線を引きお考えか。もし差等をつけるおつもりかどうか。もし知事会の態度がきまつておらなかつたならば、友末知事さんは今どういふお考えを持つていらつしやいますか。これを承つて、次の質問を許さしていただきますと思ひます。

○公述人(友末洋治君) 停年制につきましては、知事会として何かにするかどうかをきめてもおりませんし、また各府県の若干の特殊事情がございまして、さういふことをきめるべきではなからう、かように実は考へておるわけでございまして、私自身といたしましては、これは世間の常識といたしまして、まづ五十五才を基準にすべきである、かように考へております。

○矢嶋三義君 以上二点について承わりました。私先ほどから、あなたが予算並びに条例の原案送付権について、地方自治行政の一体化といふこと、地方自治行政の一体化というところから議論を進められまして、傾聴すべき意見があつたと私は拝聴したのでありますが、しかし、その中に他の委員も指摘したと思うのですが、地方自治行政の一体化という名のものと、その地方公共団体の教育が財政的考慮からのみ扱われるという傾向が、最近非常に顕著になつてきたと思つて、この問題は地方財政の赤字解消という問題もからんでおるわけですが、しかし、その際に教育予算の、教育面の犠牲において、この赤字解消を考へていくという傾向は、非常に強く出て参つたと思ひます。それがあれば、その停年制をしく場合、一般公務員の方はぜひともこれは残しておかなければ困るからといふので、差等をつけるような場合が予想されたり、あるいは現に行われておるところの退職勧告等について非常な大きな差をつけているのは、私は一つの表れだと思つております。さらにまた、一つ私は申し上げますが、それは教育基本法の第三条に「教育の機会均等」といふ書き出しで、地方公共団体は、教育の機会均等を実現するために、貧困なるがゆえに教育の機会均等に浴せないところの者に対しては、適当な措置を講じなくてはならないといふことは明記されておるわけですが、知事さん御承知の通りです、最近地方財政のこの赤字等によつて定時制教育とか、あるいは通信教育といふようなものは、軒並みに後退しつゝあるわけですね。それに最も抵抗しておるのは教育委員会でございます。

いましやう。いかなる形で抵抗するかといふと、それは予算の原案送付権、これにおいて、それを出すまでにかなくとも、その対立予算を出す事前において、伝家の宝刀をもつて知事側と交渉して、さうして何とか守つておるというのが実情ですね。私は、その際に地方教育委員会は教育的考慮から考へまじやう、さうすると知事さん側は財政的な考慮から教育を考へる、さういふ傾向が強いと思つて、両者が話し合つたところで、初めて私は今のわが国の地方教育行政といふものは適当に行われるのではないかと。今ここで原案送付権といふものを除いた場合、私は現実の姿から非常に懸念いたすわけでございまして、いかようにお考えになつておられるか。

それから、委員長さんが大へんあせつておるようでありまして、もう一点お伺ひしておきますが、(発言する者多し)それは公選制になつた場合、政治的に中立性が保てるかといふことなんです。その点については……、向うの方でヤジを飛ばしておるようでありまして、簡単に申し上げますが、それは従来、戦前からさうですが、知事は非常に、この学校教育以上に社会教育に熱心だ。特に公選知事になって、あなた方は、都道府県は公選知事を堅持すべきだといふのですが、公選知事は社会教育に熱心だ。特に選挙前になると社会教育に熱心になる。これは事実です。さうして、教育委員会にも社会教育課といふのがありますが、県庁内においても、その機構内に社会教育課といふのが置いてある。さうして大がいの知事さんは、私は統計的に大体持つておるのですが、選挙前になると

その社会教育課長に最も自分の信頼する腹心を置くのです。そうして……

○委員長(加賀山之雄君) 質問を……

○矢嶋三義君 これが質問の前提ですよ。これがなければ質問できませんからね。そうして、あるいは青年団教育、あるいは婦人会、こういう方面に対する働きかけというのは、予算の編成権とその執行権を持つておるだけに、非常に活発になる。この立場から私は非常に懸念しておる点は、学校教育に於いてもそうですが、この法案が成立した後、また地方における社会教育は、これはやっぱりな知事さんにもいらっしやいます。ずいぶん私は自主性と中立性を侵されるのではないかと非常に懸念をいたしております。その点と合わせて、二点についてお答えを願いたいと思ひます。格別な御答弁がない限り再質問いたしません。

○公述人(友末洋治君) 現在の各府県の予算の案がどうなっているかという問題が一つあると思ひます。教育費と一般行政費とが果して均衡が得ているかどうか、これは各県の予算を分析してみなければ結論は出ないのではありませんが、私の大体の大きな筋として考えますことは、この両者の間におきましては、教育費の方がむしろま

さつておるというふうに大体判断を下してあります。すなわち、地方自治庁におきまして作られておりますところの地方財政計画、これには教育についての基準財政需要というものがちゃんとあるのです。その他の行政につきましても基準がございます。その基準に照らして、現実の各府県の予算を分析いたしてみますという、自治庁で考へておる基準を、各府県とも教育

費は上回つておるといふのが現実の事情であります。そこで、教育費というものが一般行政費から非常に圧迫を受け、犠牲になつておるといふ事実は、これはない。そこで地方財政の赤字に非常に苦しみます県といたしましては、何としてもこれは全般的に引き締めていかなければならない。その場合に、やはり教育費とその他の一般行政費と均衡を得つて緊縮していくというねらいでやつておると思ひます。で、それが教育費が各府県の予算の地位を非常に多く占めております関係から、同じ均衡を得た緊縮にいたしまし

ても、重圧が非常に教育にかけられたような感じを持たれることは、これはあり得ると思ひます。特に各府県知事として教育費にしろ寄せし、これを犠牲にいたしまして、地方財政の再建をはかつていくというふうな考え方は、毛頭持つておらない。なるべく一つ教育の重要性にかんがみまして、教育費の圧縮というものを少くしていきたいという気持ちでもつて、各府県知事とも非常な苦勞をしていのが事実でござい

ます。この点は一つ、今後ともさうな方向で進むことは間違いないのでありますから、御了解をいただきたいと思ひます。

それから中立性の問題でござい

ます。知事といたしましては、県民すべての方々に、そ覺派を問わず重大なる責任を持つておるわけでありま

す。それから中立性の問題でござい

ます。知事といたしましては、県民すべての方々に、そ覺派を問わず重大なる責任を持つておるわけでありま

す。それから中立性の問題でござい

ます。知事といたしましては、県民すべての方々に、そ覺派を問わず重大なる責任を持つておるわけでありま

でござい

ます。知事といたしましては、県民すべての方々に、そ覺派を問わず重大なる責任を持つておるわけでありま

ます。それから中立性の問題でござい

ます。知事といたしましては、県民すべての方々に、そ覺派を問わず重大なる責任を持つておるわけでありま

委員会のために貴重なる御意見を拜聴

させていただきますことを厚くお礼

を申し上げます。どうもありがとご

ざいました。

午前中の公聴会はこれをもって休憩

をいたします。

午後一時二十二分休憩

午後二時十二分開会

○委員長(加賀山之雄君) これより文

教委員会公聴会を再開いたします。

最初に高木裕君から公述をいただく

ことにいたします。

○公述人(高木裕君) 私は熊本県PT

A連合会の会長を勤めております高木

裕であります。

昨日、学識経験のおありになりま

す先生方の賛否両論にわたつての御意

見を拝聴いたしまして、理路整然、ま

ことに論旨の徹底しておることに感銘

いたして聞いたものでござい

ます。私も非常に口下手でありま

す上に、最近少し強度な中耳炎をや

つておりますために、お聞き取りに

くい点もあるかと思ひますが、しばらく

私の意見を公開いたされればけつこ

うだと、かように考えます。

私はPTAという立場から、父兄と

いう立場で今回の法案について申し述

べてみたいと思ひます。私

たちPTAも満足いたしましたから、

すでに八年の年月を経て参りました

が、その聞きびしい批判を受けました

けれども、とにかく今日ほど父兄一

般が教育に関心を持つようになり、お

母さんたちが足しげく学校の校門をく

ぐるようになったということは、これ

は一つのPTAの功績であると申して

よろしいと思ひます。その

間におきまして、教育の民主化、教育の中立性、教育の地方性の確立というようなことが戦前の教育に比較していかに重大であるかということとを学び取りまして、新教育にひたすら協力を続けて参ったわけであります。従いまして、今回の法案にいたしましても、毎日の新聞やラジオによつて、地方にあれば地方におりながらそれを承知いたしまして、それについては重大な関心を持つてゐるわけでございます。私たちは今回提案されております法案の中に、いろいろ親の立場としてどうも納得のいかない点があるのでございます。

その第一といひまして、現行の教育委員会の公選制がどうして任命制に改正されなければならぬのかということをごさいます。これについては、すでに昨日来学識のある先生方によって十分申し述べられたとは思いますが、私ども、私たちは私たちに教育委員会法を繰り広げてみますと、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行わるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行う云々とあります。これは教育基本法の中の不当な支配を受けることなく、国民全般に対して直接責任を負って行わるべきであるという条文と全く同じであります。教育の主体、主人公は国民自身であり、地方の教育は地方の住民が主人公であるということとを教えられておると思うのでございます。私たち父兄も教育は自分たちのものだということに気がついたわけでございます。そこで自分たちのものと気がつきましただけに、この教育が不当の支配から守られなければならぬ

ということを常に心配をいたしておるのでございますが、今回の法案のように、もし教育委員が任命制に改められるといたしますならば、その心配が沸いてくるわけなのでございます。と申しますのは、任命者が首長となっておりますので、その首長が、すなわち県においては知事さん、町村においては町村長さん、ほとんど申していると思いますが、政党内で所属するか、あるいはそれを背景にして立っておられると思うのでございます。その政党を背景にし、あるいは所属していращる首長さんが委員を任命するという場合には、おそらく常識から考えまして、反対の立場にある人を任命するとは考えられないと思うのでございます。自然所属の政党の色彩が濃くなり、やがてはその支配下に置かれる危険性がないとは申されないと思うのでございます。そういたしますならば、私たちが心配いたしておりますところの教育が不当の支配を受ける危険性が多くなり、教育の中立性が失われることをおそれるものでございませう。公正なる民意によってという明文にうたってあります通りに、自分たちのかわい子供の教育の行政をゆだねる人は、自分たちの手によって、すなわち公正なる民意による公選によってこそ初めて得られると思うのであります。つまり政党を背景として立候補しておる首長の任命に支配をゆだねるよりも、公選により数名の委員の合議制の委員会による方が民主的であり、教育の真の中立制が保てると思うのでございます。しかも前に申し上げましたように、私どもは当初教育委員会が発足いたしました当時から考え

てみせると、われわれを初めといまして、一般の方々もそうと思いきするが、非常に教育に関する勉強をいたして参りました。正しい教育を確立するためには、正しい適切な人を選ぶという眼識もできて参ったと思うのでございます。教育に対する関心も非常に高まっておりまゝるので、今もしこれを公選にいたすといたしますならば、その発足当時に比べますならば、よりよい委員の生まれるということとは確かだと申していいたいと思うのでございます。さらに先に申しましたように、任命制の委員会が、しかも原案送付権を持った委員会ができることとしたらば、地方団体の赤字を克服するといふ理由から教育費に不当のしわ寄せが寄せられることがありまして、原案の送付権を認めない改正案といたしましては、どうにもならないことになるわけだと、こう思うのでございます。さなきだに現状はどうかと申しますと、すでに今日までしわ寄せが参りまして、その予算のいわゆるしわ寄せの非常に緊迫した教育費のしわ寄せに對しまして、引きずられつとも見るに現かたてその埋め合せをいたしてきたのがPTAでございます。先ほど知事さんのお話にもございましたけれども、教育費はほかの何よりもずいぶん上回っているということをおっしゃられたのでございますけれども、私も承知いたしております中には、その中の大部分を私たちPTAが負担しておるというときには一言もお触れにならないか、たことは、まことに遺憾と思うのでございます。本質的には援助的役割はすべきでないといいつつも、かわい子供のためという悲願に引きずられまし

て、負担しておるのであります。義務教育無償の原則などというものは絵に書いたもちにひとしいものでございまして、現在もしPTAが翻然本質に立ち戻りまして、援助的の手を差し控えるとしますならば、おそらく全国のものと同じく思うのであります。これを熊本市の例にとって見まして、各学校の人員費、建築費を除いての経常費といひましては、年額わずかに十万円か十五万円くらいしか一方で組まれておりません。あとの百万円内外のものは、みな父兄が負担しております実情でございます。なお県立の高等学校におきましても、父兄はそれよりもさらに多額の負担をいたしておるのであります、PTA立高等学校と言われておりますものも笑えない事実でございます。さつき産業教育、理科教育振興の補助金についてのお話ございましたが、これとてさっきのお話によりまして、県に予算がないから政府の方に戻すということがございましたけれども、その返す前にまだ一つ問題があるのでございます。と申しますのは、これこれの産業教育はお前の方に割当が来ている。県には予算がないからお前の方の学校のPTAでそれを持つたならばとてやる、そういう申し渡しを受けて、校長先生はしょう然として各学校に帰ってこられた。せっかく理科振興とか、あるいは産業振興のために割り当られた金が県からもらえずに、すぐPTAに御相談になるわけでございます。もしPTAでやりくり算段ができましたところは、その半額の補助にあずかりますけれども、そのやりくり算段のできなかったPTAは遺憾ながら半額のも

のがきておりまして、それを目の前に、返すのを見送らなければならぬという状態でございます。先日私の所属しております高等学校の図書館を必要に迫られて建てたのでございます。そのとき県下から約七校ばかりの申請がございました中に、幸いにして私の方の一校が取り上げられたのでございます。全予算二百万円、その中で県の補助がようやく私たちがもうあの手この手で運動いたしました結果が四十万円をいただきました。あとの百六十万円は父兄の手でとのえまして、ようやく図書館を建てたような実情でございます。さっきの知事さんのお話を伺っておりますと、非常に教育費は上回っており、上回っておりますとおっしゃいますけれども、その陰に全国二百億に近いようなPTAの負担しておりますことを一言もお触れにならなかったということは、私はまことに残念であつたのでございます。もはや私たちのPTAの負担も限界に達しておりますが、かような状態にありますとき、さらに今度の改正案から予想されるようななしわ寄せが参るといたしますならば、これは大きな問題だと言わなければならぬと思ひます。

さきに、熊本県におきまして、さっきもお話ございましたが、再建整備法の適用を受けることが議決されまして、その準備としてまず教育に与えられましたワクによりまして、非常に大きなセンセーションを巻き起したわけでございます。それは条例といたしまして、四月初日に、新学期初めに発令さるべき人事異動が再建整備法の適用を受ける準備がおくられましたために、五月初日までに持ち越されまして、

現場に非常な混乱を起しましたが、そのワタと申しますのは、当初県が教育のワタとして与えられたもの、いわゆるその県の赤字を教育費として埋めなければならぬ額を、先生方は一律に四十八才でやめてもらおう、そうして一斉に二号俸のベース・ダウン、それをがまんしていただかなければ、再建の赤字財政を埋める申請はできないという申し入れだったのであります。ところが教育委員会ではこれは非常な大問題として、再三再四県と折衝いたされまして、結果が、ようやく五十二才という退職の年限、共かせぎの場合は、一方どちらかが年収三十万円の場合はいずれかにやめてもらいたいというこの線が出たわけでございまして。従いまして、勸奨を受けた教員が六百三十三名、それによって退職いたしました者が四百五十五名、うち校長が百七十七名、昨年はやめた校長が三十三名でございまして、今年も百七十七名という多数に上っております。もしこの県教育委員会の必死の努力が払われなかったとしたしますならば、あるいは当初の四十八才退職、二号俸ベース・ダウンという全国に類例を見ないケースができたかも知れません。今五十二才という退職勧告には、五十二才という年令の位置からいたしまして、社会的に大きな問題を残しているでございまして、教育委員会がなぜそういう線をとるなればならなかったかと申しますならば、再建法、それを知事というものを通してその適用を受けます条件といいたしますのは、これにはなかなか抗じきれなかったということとでございまして、しかしまだ原案送付権というものがございまして、それをうしろの

として、極力知事と折衝いたしました結果、ただいまのような線に落ちついたものでございまして。しかも、それによって定員定額の線も非常に縮められて参りまして、小学校における学級編成の数が六十二名、中学校においては五十九名、これもおそろく日本では全国においても最高の数だところ考えております。

かような事例から考えましても、それに抗し得る公選による委員会、しかもそれが原案の送付権を持った委員会が存在しなければならぬと私は痛切に感じるでございまして。さような案におきまして、もしこれが任命制になります場合は、委員その人が唯々諸々の案でそうしてこれが通されるというしますならば、今後かように似たいわゆるもつと酷なものがある危険性があるのではなからうかというのを心配いたすのでございまして。しかし、私は現行の委員会法が決して完全でよいとは申さないで、ございまして。たとえて言いますと、設置範囲が町村という狭い区画の中に置かれたことなどは、一日も早くこれは改めらるべきではないかと思っております。今度の改案の中にこれが取り上げられなかったというのも、私は一つは不思議だと思っております。熊本県におきましても、ある僻村におきましては、一村一校という村がございまして。その学校には六、七人の先生がおられますが、その六、七人の先生のおられる学校に対して、五人の教育委員と一人の教育長と、別に事務を担当する人がおった。すなわち学校の先生の人数と教育委員会及び職員の数とが同じというような形

は、どうも私はこれはおかしいと思うのです。こういう場合において町村の負担が大きいということとは、私はうなずけると思っております。私はいくらでも、この案は現在においては町村も合併の域にありまして、やや解消はいたしたと思っておりますけれども、この狭い地区に設置されるということとは、相当考えなければならぬ問題だと、こう思うのでございまして。

これを要するに、教育の民主化、中立性を確立するという基本として、教育委員会は公選により、原案送付権を持ったことがどうしても望ましいというところを私たちの立場から考えるのでございまして。

次に教科書以外の教材を使用する場合、教育委員会に届けさせて、あるいは教育委員会の承認を受けさせることとする定めを作るといふ個条でございまして、私もこれは現在の教育の形で最も教育効果の上でございまして、教育書以外のワークブック、視聴覚、実地見学等によるところが多いと思うのでございまして、私たちが子供の学習、勉強ぶりを見ましても、スライドやラジオや、新聞雑誌を通して、またそれを生かして教科書にマッチして教えられるようにするために、子供たちの知能が広く開けていることに気がつくのでございまして。そのためその教材、たとえば幻灯機、スライド、校内放送設備、あるいは諸雑誌の購入などについて、私も私どもPTAとしては、全国どの学校においても相当な犠牲を払っておられると思っております。もし一承認許可を得るといふことになりま

するならば、事実上私はその機能を害するばかりでなく、場合によっては用をなさないようなことさえ考えられるのでございまして。たとえば毎日の新聞にいたしまして、ラジオの放送にいたしまして、実地問題として一つ一つ承認許可を得るといふことが実際にできるものだろうか、こう思うわけですね。かりにできるといたしまして、それを教材として取り扱うのが良識ある先生であることを信用すべきだと思

います。もしそれに信が置けないといひますならば、土合から全国の先生に教育をゆだねることができないわけでありまして、教材を取り扱うのに心配が要するならば、これを御心配にならしますならば、これを御心配になる文部大臣よりも、じかじかに毎日顔を合わしてまいります私たちPTA会員の方がもっとよく知っておるはずでございまして。御本人に対しては忠告もいたささせていただきます。場合によっては校長に、教育委員にも、そつと耳打ちをして善処してもらおうほどのPTAとして成長いたしておると確信いたしておるのでございまして。いつかPTAは常に教育に対して番犬、忠犬の役割を

務めなければならぬということを聞かされまして、なるほどと思つたのでございまして、外に対しては不当な支配権力に番犬の役目を務め、内には場合によつては会員の仲間、先生たちにも白眼を向ける忠犬となれという意味だと存じます。今日のPTAもそれくらい役割を務めるまでには成育いたしておると私は思っております。そこでこの教材の個条にいたしまして、私たち父兄も決して無関心ではございませぬので、あくまで教育者としての先生方の良識に信を置くことに

よつて解決する問題ではないか、こう思うのでございまして。先日新聞で見たわけでございまして、薄給の中から金を割いて貧困な児童に教材を買って与えて、他の子供たちにおくれさせまいと、陰徳を積んでいた先生の記事が載っておりまして、かような事例は全国に数えきれないたくさんあると思つたのでございまして。今いろいろと指摘されております。たとえばかりに偏同の教育をするというような教員がもしあるといたしまして、一方にかような陰徳をする善良なる先生もたくさんあることを思ひますとき、私たちはそれほど心配するにも当りませんし、こんな先生がたくさんおられる限り、かような懸念はないものと思つておるのでございまして。この条項では特に今の先生方に御勘孝を一ついただきたいと思つたのでございまして。

私は、なおいふらうと申したいと思つたのでございましてけれども、想多しう言葉にまとまりにくいのでございまして、何か質問がございましたら、それに答えさせていただきますことといたしまして、一応私の公述を終りたいと思つたのでございまして。

○委員長(加賀山之雄君) ただいまの公述に對しまして、質疑のある方は順次御発言を願います。

○中川幸平君 学校教育について、非常な関心と熱意をもつていらつしやるPTAの連合会長の公述人からいろいろ意見を聞かせていただきまして、感謝いたしております。ただいま私どもの手元へ全国のPTAの皆さん、あるいは婦人会の会長、小学校の先生方、いろいろこの法案の措置についての陳情がたくさん参つておるのでござい

ます。

第五節(附屬) 文教委員会公聴会會議録第二号 昭和三十一年五月十二日

す。われわれはどこにさように子供のために心配になる点があるであろうか、どこに国家権力の支配に流れてゆくおそれがあるという個条があるであろうか、いろいろ不思議に思っているのでございまして、これは法案の内容を一々検討を願っておらん点にあるのではなからうか、公述人の方も御承知の通り、大学の学長たちが非常に強硬に反対の理由をあげておられ、昨日の公述人の方からもさうな点を指摘された方もあったのでありますが、今公述人の方から公選制をやめて任命制にしたならば、教育の民主化が阻害されるというところに非常な御意見の発表があったのであります。現在の教育委員会の運営を全国全般とは申しませんが、なるほど教育委員会それ自体は教育行政をつかさどっておることは間違いないのであります。しかしながら個人々々は、私見を申し上げておそれ入りまするが、私は個人々々はあくまでもその首長の協力者でなくてはならないということ、常に申し上げておるであります。申すまでもなく、各都道府県の知事あるいは市町村長は、住民の直接選挙であり、またそれぞれ議会を持って、議員はそれぞれ住民の直接選挙である。また今日の憲法によつて、知事、市町村長といえども、決して県の権力者でもありません、また市町村の権力者でもないであります。あくまでも住民の市政であり、市政でなければならぬ。新憲法下その人たちが任命し(質問々々と呼ぶ者あり)選挙したことに於いて、さうな心配はないように考えるのであります。従来旧憲法下における政党政治のようなお考えで、やはり今日の新憲法下にお

いてもさうな心配があるかどうか、今一度御意見を伺いたいと思つた次第であります。

育の中立、いわゆる不当の権力に支配されることのないという一つの観点に立ちました場合に、私はその教育の中立を守るという一つの委員制度、いかなる観点から考えましても、私は公選制が任命制にまさると、こう考えるのでございまして。申しますのは、ある首長及び町村長がいりる民意の選挙によつてでき上つたものだ、それが選ぶのには間違ひはない、心配はない、こういう御意見のようでございますけれども、さつき申し上げたように、私どもは首長とかはとんどの町村長さん、政界の背景におかれて立候補なすつた方が多いと思うのであります。勢いそれが、その支配が、その任命に對してさういふ色彩を帯びることは、これは私は明白であると、こう思うのであります。さういふと、その政治的色彩を帯びました、その政治の色彩を帯びた事自体によつて、教育がその都合によつて左右されるといふやうな危険性があると、こう思うわけでございます。従いまして、直接私たちが、父兄が選挙いたしました委員によつて、教育がゆだねられるということが、私は最も優秀な手段である、こう考えるわけでありまして。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

○公述人(高木裕君) 私はその点につきまして、公選という性質から考えまして、人を選ぶ手段としては、これが一番理想的なものだと考えております。ことに教育委員という性質から考えまして、その教育の中立をはかり、しかもその教育が私たちが父兄、いわゆる一般の自分たちのものだという観点に立つておりまする場合、その人たちのいわゆる民意によつて公選に付されるというところは、私はこれはただいま先生のおっしゃつた意味よりも、その方がよほどまさつておると自分たちはこう考えておるのでございまして。

○中川幸平君 熊本県はどうか知りませんが、教育委員の選挙はこれで三回、一々の選挙を検討いたしますと、先ほど政界知事の公選されましたとく、非常にむづかしいといふところから、適当な人が立候補してくれませんか。あるいは無競争になる、無投票になる、また多額の経費を使って教育委員になつたいわゆる政治家といふか、さういふ人たちは、おのずからその後の運営について、好ましからざるということがわれわれの耳に入つておる。この際にあるいは公安委員のごとく、人事委員のごとく、あらゆる点から選考して、議会の同意を得て任命するといふことで、心配がないではないか、熊本県の現状から今一度お考えを願つて、御意見を承わりたいと存する次第でございます。

○公述人(高木裕君) これはひとり熊本県でなく、教育の重要性を考えましたときに、どうしてもその中立を、教育の中立、いわゆる不当の権力に支配されることのないという一つの観点に立ちました場合に、私はその教育の中立を守るという一つの委員制度、いかなる観点から考えましても、私は公選制が任命制にまさると、こう考えるのでございまして。申しますのは、ある首長及び町村長がいりる民意の選挙によつてでき上つたものだ、それが選ぶのには間違ひはない、心配はない、こういう御意見のようでございますけれども、さつき申し上げたように、私どもは首長とかはとんどの町村長さん、政界の背景におかれて立候補なすつた方が多いと思うのであります。勢いそれが、その支配が、その任命に對してさういふ色彩を帯びることは、これは私は明白であると、こう思うのであります。さういふと、その政治的色彩を帯びました、その政治の色彩を帯びた事自体によつて、教育がその都合によつて左右されるといふやうな危険性があると、こう思うわけでございます。従いまして、直接私たちが、父兄が選挙いたしました委員によつて、教育がゆだねられるということが、私は最も優秀な手段である、こう考えるわけでありまして。

○吉田萬次君 それだけ伺つてもうよろしいです。

○公述人(高木裕君) 委員会と委員の個人との違いは私もよく存じておりまして、委員会をどの委員でも代表するものじゃないといふことも存じております。委員会は選ばれた委員によつて構成されるのであります。その構成する委員を選ぶ手段として行われる選挙が、私はどういたしまして、ただいま申し上げた公選制をとりたいと、かような意味であります。

○吉田萬次君 私は今高木さんがきわめて真摯な態度で、また純心な気持ちで、御陳情という点から考えますならば当然なことであり、またその御趣旨に對し、敬意を表します。ただ私は一点だけ承わつておきたいといふのは、ただいま三十三条の教材の問題に言及しておいでになります、あなたは旭丘事件であるとか、あるいは山口日記であるとかいふものをごらんになりましたかどうか、またごらんになりましたら、それに対する御感想が承わりたいと存じます。

○公述人(高木裕君) 直接私はそれを見ておりませんけれども、私の耳にいたしたことにありますと、私はあの事件自体も、PTAが相当私の希望いたしますやうな機能を持つており、そして賢明なるPTAがあそこにある、さうしたならば、ああいふ事件は私は起らなかったのじゃないかと、こう考えております。しかも、私たちは特殊な、あの少数の事例をもつて全部の先生方

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

○佐藤順造君 PTAが教育費の負担について貢献のありますことは、私も、十分の体験上認めておるところであります。ところでそれが、しかし国の負担あるいは都道府県の負担というものが、むしろその足りないところをPTAが補つておられますが、根本的の大きなものはそこにある、これは言うまでもないことだと思つて。従いまして、PTAのさうした配慮について、はむしろ敬意を表するところでありまして、国としての責任、また地方自治体、都道府県としての責任、この点について、また私どもはこの法案を審議するに當つて、あるいは予算を審議するに當つて重大な責任を感じておる次第であります。ゆえにそれについてお尋ねをしたいのであります。結局私どもが現在の委員会法にして、あるいはさらに提案されておる、あるいはこの法案にしても、教育費の充実というところにどうにかして結果づけたい、さういふやうなことが考えられておる次第であります。そこでPTAとして、つまり父兄としてあるいは教育委員会に接点を持ち、あるいはまた国なり都道府県の首長に對して関係を持ちました場合の御体験上一つ伺つておきたいことがあります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

それは申し上げるまでもなく、従来首長にありましたところの教育、学術、文化の事務が委員会に移行いたしました、委員会は予算を編成して歳入歳出の見積りを首長に出す、首長は財源措

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

を同じような意味に律せられることにはどうも賛成しがたい、こう考えておるのであります。

置をしなければならぬ。歳出の見積りを首長が、もし他の行政費の必要上特に措置をしていこうとしまして、これは独断専行は許されぬことになっておるのは御承知の通りであります。従いまして、委員会の意見を守らなければならぬ、その上明細の合法的な付記が要求せられておる。従って首長というものは財政的措置の苦しみを十分に負わされておる、そしてまたこれはしなければならぬ立場になっておる。しかるにそうした苦しみを負いながら、一たんその予算が決定されましたのちにおいては、現在の委員会法によりますと、その委員会に一切のことをゆだねてしまわなければならぬ。しかも首長は発言権さえも持たない。ゆえに首長は金の心配だけを、つまり跡始末だけをさせられておるというふうなことからして、何かしらけんけれども、二元化にあることから超えてくるというふうな弊を私どもは随所にこれを仄聞しているわけでございますが、こういうふうなところに今までPTAとして御体験があるかないか、伺っておきたいと思ひます。

○公述人(高木裕君) 私は不幸にいたしまして、原案送付権というものがありませんために、それを行使して委員会と役場、町村の場合は役場、それから県教育委員会の場合は県といひが合つたという事例はあまり見かけないので、と申しますことは、原案送付権というものをいうんでなくて、それをうしろだてにして、私はその前に町村は町村なりに話し合ひができておると思ひます。その場合に私は原案送付権というふうなおそろしい名前ではなくて、

そういう場合は私は一つの潤滑油になつておるのではないかとさへ考へておる次第であります。で今御意見のございましたように、首長もいろいろ御心配になつておるということとはわかつておりますけれども、その間は十分に話し合ひの機会が与えられておりましたので、現行の委員会においてまだ私の知つております限り、いひが合つて非常な教育に混乱を来たすような、支障を来たすような事態は耳にいたしておりません。

○笹森順造君 私はそういう事例を知つておるから申し上げたのでありますが、お聞きになつておられなければそれでけっこうでございます。

そこで、なお進んで教育財政の關係であります、私どもは運営上この二元化ということに對して非常に困難を體驗しておりますことの二つは、敷地、建築の問題であります。市町村におけるこの敷地、建築の問題の大部分は、これは学校問題と言つても最近では差しつかえないと思ひますが、その敷地の設定、変更、校舎の修繕、保全の計画を実施しますにつきましては、委員会がその要、不要、適否を決定するといふ立場にござります。ところがこれは非常な幅のあることであつて、弾力性のあるところでございます。従つて理想的に大きく言うことは、これはどうも望むことではあります、この考え方が首長と議会は財政的な権限を持つておりますので、従つて両者の間にいろいろ調整の困難がある、というふうなことを私どもは随所に見ておりますが、そういうことに關する考え方は、今までの御体験上ございませ

○公述人(高木裕君) そういう何は持ちませんけれども、私はそれと全く反對の事例を一つ持つております。と申しますのはこれは熊本県のM町で、M町としてお許しただきたい。M町で昨年の十月でございまして、小学校を新築するに當つて、旧校舎を首長が委員会に無断でぶつ倒してしまひまして、そしてそれを臨時教育委員会の許しもなくして売つてしまつたという事実がござります。で教育委員会からそれに対して抗議を申し込みましたところ、もうお前たちはやがて寿命がなくなるのではないかといいこと、抗しきれなかつたという笑えない事実もありません。私はそういうことも目の前に見ておりますために、さっきのような杞憂も考えんでもないのでござります。

○笹森順造君 いろいろ今の公述人の御体験と、私の見聞との間には間隔もあるようでございます。これは議論になつたりしてはいけませんから、そのことは説として拝聴いたしまして、そこで次に私どもはこの法案において考へますことは、何と申しまして、今度は委員会の性格が公選制から任命制になつたといふことにつきまして、やはり一つの修正がある、その根本的な意味においては、私どもは別の観点を持つておりますが、従ひまして、この新しい法案において考へられますことは、どうしても首長といふものは、端的に申しますと、知事の権限が相当大きくなつてくるというふうになりま

おるか、さらに給与支給の支弁者はどうなつておるかといふことを考へてみました場合と、さらにまた進んで、先ほどちょっと私聞き漏らしたので、あるいはあなたのおっしゃつたことを誤解しているのを知りませんけれども、この任命権者はこの市町村の設立の責任にありま

○公述人(高木裕君) お説もござります。私どもはそれが理想的に運営されれば、それはそれでいいと思ひます。どうもさつきから申しますように、政界を背景として選ばれた知事、が、いわゆる下からの盛り上つた全部のものを御用になるという場合、どうも私はそこには何か一つの政界色を帯びるとか、あるいは知事の支配下に置かれるというふうなことが、いわゆる

教育の中立が保たないという危惧を持つのであります。

○笹森順造君 これはしばしば他の公述人とそれから私ども委員との間に質疑応答がかわされましたので、あまり重複することは避けたいと思ひますけれども、やはり公述人のあなたの御発言は、公選制が任命制になつたことには反對であるという御意思のように伺ひます。それはこの中立性が侵される危険がある、というふうな御趣旨のようでありまして、それについてこの法案は非常な配慮をしておる。これはしばしば言われたことではあります、第四條の三の條項はすなわちこれである。すなわち公選制によると、この新しい法案の第四條の三項のような配慮が行われないような結果が事象起るのじゃないか、これが立案者の趣旨であつたように思ひますが、この点に對するところの御理解はどう思つておられるか。さらにまた第八條といふものが一そう、今あなたが話になりまして、その中立性を侵すといふことのもし危惧があるならば、これを補つて余りある配慮が十分なされておるのじゃないか、こういうことに對しての御理解がどうあるか。野放しの――野放しと言つては語弊がありますが、現在のような公選制をむしろこうすることによつて、中立性が保たれるといふことに對するあなたの御理解、御見解を承わりたいと思ひます。

○公述人(高木裕君) ただいまの三條……

○笹森順造君 四條の三項であります。それから第八條でございます。

○公述人(高木裕君) 第四條の三項は、今私覚えておらないのであります、

急な御要請でありますので、不幸にして全文について目を通しておりません。

○笹森順造君 これは「委員の任命については、そのうち三人以上(前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上)が同一の政党内に所属することとなつてはならない。」と、こういうことが前段のことです。

した戦後のルールということに対しては、公選というものが一番理想的なルールであるというものは、私も考えております。あくまでもそれによつて行動することが理想である、こう考えておるわけでありませう。

○笹森順造君 この公選制のことについて、それは今お話しになったことを私は否定はいたしておりました。その点はやはり私も同意をしております。ただこの法案の中に盛り込まれておられるところは、結果的に見て、それがいろいろとこうした方がよからうというところについての議論が先ほどから再々戦わされておられるので、これは事実の問題と比較しての語で、これ以上これは議論になりますので申し上げませんが、私のとにかくいろいろお尋ねしていることは、その前にある任命制ということに對して、

これは事実の問題と比較しての語で、これ以上これは議論になりますので申し上げませんが、私のとにかくいろいろお尋ねしていることは、その前にある任命制ということに對して、

性や保とうというこの根本が民主主義のルールである、これが世界各國の、最も発達してあると考へられます英米における考へ方で、これがここに浸透しておるというところに対して、この配慮までなされておるというところの御理解がなくてお話しなすつておられるのか、法案をごらんなすつていないとすれば、これ以上お尋ねすることはむだだと思ひますので……

これは事実の問題と比較しての語で、これ以上これは議論になりますので申し上げませんが、私のとにかくいろいろお尋ねしていることは、その前にある任命制ということに對して、

○公述人(高木裕君) 第何条というところの記憶がなかったものでありまして、そういう配慮をしたことは存じておりました。私はこの三人以上、配慮してあるということは、十分にこの中にお考へになつて配慮してあると思ひます。さういふけれども、その前に、任命制ということの前の問題を非常に私は心配するわけでありませう。民主的なルールということをおつしやいまして、私どもが戦後學びとりま

○公述人(高木裕君) 私は公選制とい

る制度は、さつきからくどくど申し上げる通りに、先生方がやはり公選でお出になつて、この場で非常に教育に熱心に御討議、御研究なさいますように、私も、同じく教育委員も同じ方によつて、教育委員会に理解のある方によつて選ばれた方たちによつて教育がいゝらうと、そういうふうな討議、研究せられ、そして審議せられるというところが一番理想的な形だということをお考へておられますが、問接の選挙よりも、やはりその意味におきまして先生方が同じ公選でお出になつてみて熱心に御討議なさると同じような意味において、公選制が望ましいと私考へております。

○荒木正三郎君 非常に貴重な御意見を伺ひましてありがとうございます。特に私は今度の法案を検討するに當りましては、どうしても子供を学校に預けておられるPTAの立場からの御意見を伺ひたい、かように考へておられたのでございます。聞きますと、高木さんは公選による公述人としておいでをいただいたようでございます。まことにこの点感謝にたえない次第でございます。先ほどはPTAの役員として、いろいろ学校教育に協力されたその実情から御意見を伺つたのでございませうが、私もこの間郷里へ帰つておりました。PTAの方からこういう質問を受けました。それは今度の法律が通つたら、PTAの会費が安くなるのですか、高くなるのですか、私はこの質問を聞きまして、非常にこの法案がPTAの方々にどんなふう映つてゐるかということを知りまして、がく然と一面はいたしました。またほんとうにこの真実な点をつかんでいらつしやる

○公述人(高木裕君) この問題は日本全国のPTAが持つておる一番大きな悩みの問題だと思ひます。と申しまゝすのは、PTAが始まつて以来、義務教育の無償の原則を打ち立てるために予算の獲得にこれ努めて叫び続けて参りました。しかるに現実にはそれと反対にだんだん負担が過重になつて参つておるに對しては、父兄は非常な不安と、それを知りたがつておるというのが現在の姿だ、こう思ふわけですが、さつきも申し上げましたように、私たちは理科の振興、産業教育の振興といふような必要性をもつて再三文部省あたりにも運動を続けて参りまして、やつとそれが国家の予算化されてわれわれはやれやれいよいよこれが実現したと、こう思つて喜んでおります。国家から参ります。お金は地方公共団体が半額それを負担します性質から、さつきも申し上げましたように、知事からどうも県には金がない、だからお前の方で何とか心配するならば、それは文部省へ返さずにお前の方に渡して欲しいという御相談があるわけですが、その場合、校長がしょう然と帰つて参りましたときに、私たちPTA役員会を開きまして、これはどうしたものか、その場合で得るならば学校の意に沿いたいというので、無理算段をしてもいいわゆる理科振興の機械を買つとか、産業教育の施設をどうするとかいうことになつたといふことに努めて今日まで来ておりますけれども、今お話しでございますように、すでにPTAの負担も私は限界に來てゐると思ひます。さういふ意味から考へますと、私はさつきから知事さんもお話しございま

のじゃないか、むずかしいその法律の内容は何もわからぬでも、この法律が通つたらPTAの会費が安くなるのですか、高くなるのですか、こういうその何というのですか、核心をついたような質問を受けたわけでございます。先ほどからお話を伺ひますと学校運営費、運営のためにPTAが多額の物質的な御援助をなさつておる、この御援助は並み大ていではないと私も考へておるわけでございます。また私がPTAの方から受けた質問とも思ひ合して、今日PTAの皆さんがいかに重い負担をしておられるかといふことは、ひとり私は、熊本県だけでなしに、全国のどの村へ行つてもどの町へ行つても同じような苦勞をしておられるのではない、か、かように感ずるわけでございます。

そこでお尋ねをいたしたいのでございますが、こういう学校教育に協力をしたPTAの相当な寄付をしておられる、こういうことについてPTAの皆さんはどんなふうな感じを持っておられるか。政治に對しても、いろいろな問題に對してもどういふ感じを持っておられるか。私は非常に教育に熱心である父兄の方が苦しい中からPTAの寄付をして、そして学校のいろいろな図書、そろえる、あるいは備品をそろえる、並み大ていではないと思ひます。そういうふうな努力を払つてでも子供の教育のために協力しなければならぬ、こういう尊い気持ちでやつておられると思ふのです。しかしその間に限度があると思ふのです。いろいろPTAの皆さんに悩みがあると思ふのです。そういう点をもしここでお聞かせ願へればけっこうかと思ふのですが。

○公述人(高木裕君) この問題は日本全国のPTAが持つておる一番大きな悩みの問題だと思ひます。と申しまゝすのは、PTAが始まつて以来、義務教育の無償の原則を打ち立てるために予算の獲得にこれ努めて叫び続けて参りました。しかるに現実にはそれと反対にだんだん負担が過重になつて参つておるに對しては、父兄は非常な不安と、それを知りたがつておるというのが現在の姿だ、こう思ふわけですが、さつきも申し上げましたように、私たちは理科の振興、産業教育の振興といふような必要性をもつて再三文部省あたりにも運動を続けて参りまして、やつとそれが国家の予算化されてわれわれはやれやれいよいよこれが実現したと、こう思つて喜んでおります。国家から参ります。お金は地方公共団体が半額それを負担します性質から、さつきも申し上げましたように、知事からどうも県には金がない、だからお前の方で何とか心配するならば、それは文部省へ返さずにお前の方に渡して欲しいという御相談があるわけですが、その場合、校長がしょう然と帰つて参りましたときに、私たちPTA役員会を開きまして、これはどうしたものか、その場合で得るならば学校の意に沿いたいというので、無理算段をしてもいいわゆる理科振興の機械を買つとか、産業教育の施設をどうするとかいうことになつたといふことに努めて今日まで来ておりますけれども、今お話しでございますように、すでにPTAの負担も私は限界に來てゐると思ひます。さういふ意味から考へますと、私はさつきから知事さんもお話しございま

したように、教育が一番上回っておつて教育には十分な考慮をしておるとおっしゃるけれども、私たちは、人件費はなるほど非常に多いと思いますけれども、その他の施設、その他学校に對しての配慮のお金に對しては、私は今のようなど、實際高等學校でも、あるいは地方におきましても、町村もPTAがなくして實際運営が果していかのかという現実の姿を悲しみたのであります。従いまして各PTAの会員、下層の方にはさうなことを心配して、ただわけもわからずに出せというところで出しておるだけでございますけれども、相当そういう負担に耐えない家庭も今日できておりますことを考えますときに、役員をいたしております私どもにとりましては、常に心を痛めておるわけでございます。今の現状をいたしましては、もう私は限界点に達しておると、こう思っておるわけでありました。

○委員長(加賀山之雄君) 高木公述人に対する質疑は、もう時間が過ぎておりますので簡単にお願いいたします。

○吉田萬次君 私が高木さんが公衆による公述人であるということを知りませんでしたから、補足的の質問を簡単にさせていただきます。

それは先ほど私が質問しました相丘であるとか、あるいは山口日記であるとかいうものについて、どういうお考えになるかと言いましたときに、あなたはそれはずかぬ例である、よって心配はないというようにお考えになりましたがそれは熊本県の熊本市などを中心にして局部的のことからそうおっしゃったのであり、あなたのような人格の高い、またあなたのような方であったならば、りっぱな方であつたならば、さうに取り計らつていただけたらというところを重々承知いたします。しかしながら今日の状態、あの結果を見ますとあなたは、単にその問題がそのまゝによつて解決したというわけではないのでありまして、遺憾ながらあの問題は、この処置というものの對する帰着するところの方法がなかつたために、山口日記にいたしまして、相丘事件にいたしまして、何ら結論を見ずして、なすことをなさずにそうしてやむやのうちにあれが葬り去られた感があります。ああいう問題に對して、どういふうにあなたは解決したいのかというお考えを持っていますか。そこに初めて私は今度のこの監督というふうなるものが、必要だと考えます。

○公述人(高木裕君) 私はその内容をよく……御満足のいく御返事を申し上げるほど内容をよく存じませんが、遺憾に存するわけでございますが、私は、あの場合、もっとPTAが積極的

に私は働くべきでなかつたか、それを非常に遺憾に思つておるのであります。もしそれが、そういう事例が過大に、外に出すといつたとしても、それが及ぼす影響を考えましたときに、もし誤まつて伝えられるならなおさらのこと、もし事実であるといつたとしてもさうな場合にはPTAあたりが相當に私は、あの場合には働くべきではなかつたかというところは私は感じた次第であります。

○吉田萬次君 その問題については、あなたはどう処理したいのかということについてお伺いしておるのでございます。

○公述人(高木裕君) 処理の問題については、私さつきから申し上げますように、それ自体をあまり深く存じませぬので何とも申し上げられないのでござい

○委員長(加賀山之雄君) さつき申し上げましたように、時間が過ぎておりますから……

○安部キミ子君 簡単に一点だけ。高木さんにお尋ねいたします。私は婦人の立場から、この子供の教育というところに對してはお母さん方が大へん心配してあります。過日の母親大会にいたしまして、自分の子供、自分たちの地域社会の子供をどういふふう

に教育したいかということに熱心に討議がされました。その討議の最中にいろいろの問題が出ましたが、まず、先ほどから問題になつておりますPTAの会費が大へん重いといふこと、そしてその負担に耐えられない家庭の方はよろしいのですけれども、そうでないお母さんたちの苦しみというものは、ほんとうにもう想像に余りあるものがござい

ます。そこで私今度の法案が通りましたら、このお母さん方の苦しみが少しでもなくなるというふうなはつきりした見通しのある法案であれば、皆さん方PTAの方は賛成して下さると思つておりますけれども、先ほどあなたが申し上げましたように、なかなかそう安心のできない法案であると思つております。そこであなたの知つておられる立場でよろしいのでござい

ますが、そういうふうなPTAの会費も払えないような家庭はどうしておられるか、その点だけお尋ねいたしたいと存じます。

○公述人(高木裕君) このPTAにもそういう家庭があると思つて

います。しかしどのPTAにおきましても、それを置いてきぼりにすることは許されないのでございまして、互助の精神において何とか救いの手をかけておると思

います。あるいは会費を免除するとか、あるいはその子弟に對しては教材、教具あるいは教科書その他をPTAの会費の中から、しかもそれには細心の注意を払つて贈られておると思

います。細心注意と申しますのは、子供に劣等感を持たせないために、先生と役員が十分相談いたしまして細心の注意を払つて、そしてその親に渡して

親から教材なりあるいは教科書なりあるいはその他一切のものの救いの手を伸べるように、子供には劣等感を持たさないように配慮いたしてやっております。これはおそろく全国のPTA、いづれのPTAでも私は救いの手を伸べられておると思

います。○委員長(加賀山之雄君) 以上をもちまして、高木裕君に對する質疑は終了することといたします。どうもありがとうございました。

○委員長(加賀山之雄君) 次に、林知義君から公述を求めるところにいたします。

○公述人(林知義君) 私はただいま御紹介をいただきました横浜市教育局委員の林でございます。今日は過去七年間の余の経験をもとしまして、私の働かざる体験をただいまから申し述べたいと存じます。

昭和二十三年十月に教育委員会が全国都道府県及び五大市に義務設置されました当時は、教育知事、教育市長などと言はれました。また日本の再起

は教育にあり、教育優先などという言葉が盛んに叫ばれました。従つて私は責任が非常に重いことを感じて、六三制の整備、戦災校舎の復旧、諸規則の制定などで毎月十数回の協議会をやりました。最も深く感じましたことは、独立した教育税のない委員会は完全に責任がとれないと感じましたので、財源の確立の声を上げ、運動もいたしました。しかしいろいろ調査研究しました結果、日本の現状では教育財源の独立というふうなことの實現はほとんど不可能であることがわかり、これを思い切りました。また教育財政の確立といふことは、財源の調達に責任と権限を持つております市長及び議会の積極的な協力なしには實現できないことを痛感いたしました。市や議会の立場を尊重しながら、心から相提携し、諸施設の整備充実に精進して参つたのでございます。また昭和二十三年の後三年の間、任意設置の時代に自發的にできました地方教育委員会は六十余ありましたが、そのおのおの自治体は議会がありまして、その業績は非常に良好であつたことを認め

体の方々が、この地教委に對しましてはこれを廃止すべしとの声がすこぶる高かつたように私はその事実を認めております。私は地教委の育成のために常に微力を尽して参つたのでありまして、その存廃が危機にありと痛感いたしましたので、昨年十二月十三日比谷公会堂で地教委総決起大会を開催し、現行法維持を声明したのであります。四面楚歌のうちに、同僚各位の涙ぐましい非常な努力によりまして廃止の運命を免れまして、新法案に合議の執行機関として存続し得ましたことは、中正な教育維持のため慶賀すべきことと信じ心から喜び、また同僚各位に衷心敬意を表しておる次第でございます。私は二月任期満了と同時に地教委の会長を辞任いたしました。

最も議論のやかましい公選制について申し述べます。この教育制度は米国の制度を見本としてできましたことは申すまでもありませんが、承りますと、米国では州と大都市の大部分は任命制で、一般の学区の教育委員会大部分は公選であると聞いております。しかしこの学区というのは教育のための特別の自治体で、そこに置かれます教育委員会は独立した教育税を賦課するといふような権限をもっておりまして、むしろ議會に近い性格を持っておりますと聞いております。このような学区の教育委員会の委員の選任方法をそのまゝ我が国の教育委員会に当てはめていいかどうかということは事実疑問だと思ひます。さらにわが国の実情を考えますに、選挙といふことになりますと、人格識見の高い、この人こそと思ふようなりつばな人物が、選挙費もかかることであり、容易に立候補

いたしません。特に大都市におきましては地域も広く、人口も多いので選挙費用も多くかかり、また立候補しただ人の人柄をよく知ることは困難であります。たとえば最高裁判事の信任投票のごときはその例であります。市民は教育にはもちろん関心を持っておりまするけれども、大都市に至るほど投票率の低いのは、この一端の現われであるかと存じます。勢い金力のある者が立候補することになります。このようにして出てこられた人のすべてが悪いとはいひませんが、ときに圧力が加つて一方に偏することは少くないのでございまして、かれこれあわせまして、この際、間接選挙の精神によりまして任命制は、市長の良識によりまして教育の中立によい結果を生むと考え、この点新法案による方がよいと考えておるのでございまして。

人事権の問題につきましては、地方委員会に内申権が与えられることになつており、また必要に応じて府県教育委員会が一部の人事権を地教委に委任する道も開かれてありますので、その実質的の運営は大体現状と変わらないものと考えられます。従つてこれ以上形式的の権限を争ふことはあまり意味のないことと存じます。実際の運営におきまして、相当の都市には人事権の一部を委任するといふことになるであらうと期待いたしましたして賛意を表する次第でございます。

次に、中央との関係であります。教育の最高責任者であります文相が指導助言をいたしますことは、従来も行われており、人事の交流を円滑にし、義務教育の水準を維持してこれを高め

ることは当然のことであり、また違法等のあつた場合には是正指導することもある必要のことと存じます。學者グループが新法案は思想言論の自由を失うものであると憂へておられますが、これは性質が違ふと思ひます。この法案によりますと、教育委員会が行いますところの管理は、教育が教育基本法、学校教育法などに基いて公正妥当に行われるように、また地方々々の実情に即して行われるように指導監督することでありまして、教育者の自主的な教育活動を不当に抑圧したりすることを許すものでは決してないと思ひますのであります。これを要しますのに、日本の現状よりして、新法案は現行法に比べまして適當改善の策なりとして考え、賛意を表する次第でございます。なお将来とも教育の中立のために譲りなきよう充実したいと常に念願するものであります。

私の公述を終わります。
○委員長(加賀山之雄君) これより林君の公述に対する質疑をお願いいたします。

○荒木正三郎君 私はただいま林さんの公述を聞きまして非常に不可解な感じがいたしましたのでございまして。その一番の理由は、林さんはついでこの間まで政府が提案をいたしましたこの法案に對しまして非常に強い反対の意見を持っております、またわれわれに對してもそういう意見の開陳がございまして、しかるに本日御所見を伺いますと、この法案に全面的に賛成するやうな御意見のように聞いたのでございまして。これは一体どういふことがあつたのか、私には容易に了解できないのでございまして。私も林さんとは知り合ひの

間柄であります。私は平素から非常な尊敬の念を持つておつたのでございまして、何か事情があつたのじゃないか、そうしなければどうして理解できないのです。あなたも非常に熱心に公選制を守つていこうと、そういうことで非常に努力をせられた方で、私も深く敬意を表しておつたのです。しかし今日どういふ御意見を述べられるのにはいろいろお考えがあると思ひますが、しかしそれ以外に何か非常に苦しい立場があるのじゃないか。私は率直におつしやうていただきたい。決してあなたを責めるといふやうな気持はございません。

○公述人(林知義君) お答え申し上げます。これは二つの観点から御返答申し上げます。私は常に教育は一方に偏してはならない、中立でなければいけない、このことは常に自分の信念でございます。そこでこの会長時代に、御承知の通り、地教委の連絡協議会と申しますのが、大は二百五十万の大阪市から、二千足らずの村に至るまでの教育委員の方々が集まりの連絡協議でございまして、常に各自各様のいろいろの議論が出て参ります。公選もいあるいはこれは悪いとかいふやうなことが出て参ります。そこで会長としましては、このことを処理いたしますのに、大多数の意見をまとめたところがどこにあるかといふことをまとめたとして、それが一人まとまりましたならば、私心を捨ててそれに猛進する。これが連絡会長の義務であると信じまして常に猛進いたしました。それから第二点の、教育が中立を守られるかどうかといふことにつきまし

て、常に静かに考へてみますが、現状におきまして公選制の悪い面がここに現われてゐるのじゃないかと、こころ私考へます。それは現実にはあつた例をもつてあげますならば、たとえば日教組が全国に十八日の午後には授業を休んでこの意見反対の決議をするといふ指令が飛んでおります。こころいふやうなことは、子供を犠牲にしてまでやるというところは、いわゆる教育二法の問題からかなり私は考えさせられました。そこでどういふやうなことをしてまでゆくといふやうなことは、これはやはり教育の中立を曲げるものじゃないかと、私には申上げます。もう一つ、私は率直に申し上げますが、地教委は地教委自体のビュアーな考えで、常に先生各位のところへ、純粹なる気持においてこの地教委というものに對して陳情もいたし運動もいたしました。それを一方の子供を犠牲にしてまでやるというやうなことも、もう一つ、地教委に對して私が特に感じますことは、はなはだ失礼であります。おぼれる者はわらをもつかむといふやうな態度で、これらの方々の助力を得て参らなければならぬといふところに、私の良心的なビュアーな今までの運動と違ひますところがございまして、私はこれらの点を勘案いたしまして、どうしても教育は中立性を曲げてはいけぬといふ観点から、私はこの二月、疑義もありましたし、とても自分は動まらない、任期も終りましたからこゝでもってやめまして、常に教育といふものは中立的のいかなければならぬといふ信念から今日ここに参つたわけでございまして。

○荒木正三郎君 教育の政治的中立を

守ろうというかたい決意をもっておられることに対して深い敬意を表します。私もまたそのように考えておるのでございます。まあそういう観点から、この法案が果して中立性が守れるかどうかというふうな点を重大な問題として検討をいたしておるわけでございますが、私どものいたしましては、書類の中には、全国地方教育委員会委員連絡協議会名をもって、今度政府が提案されている法案に対して、非常に憂慮にたえない、こういう言葉をもち、強い反対をしておられるわけなんです。それから林さんは会長をおやめになったそうですが、おやめになったから後、なおやはり地教委の皆さんと一緒に、反対運動をしてこられた。私、今日文書箱を見ますと、あなたが出られるというところについては、全国地方教育委員会委員連絡協議会より声明書を出しております。私は、これをけさ見まして、実は驚いたのでございますが、公聴会に出られる林さんは、本会の代表でもないし、本会とは何の関係もない、こういうことまで書いてある。(「そんなこと大事じゃない」「大事だよ」と呼ぶ者あり)私は、代表として出られたのではないということを知っておりますが、あなたの御心境がどのように大きな変化を来したというところについて、私は何か政治的な意味があるのじゃないか、言うに言われない苦衷があるのじゃないかというふうな感じを持っておるわけなんです。と申しますのは、私どもの手元には、(「そんなこと必要ない」と呼ぶ者あり)知事等から、五大市の特例をはずしてもらいたいという、かなり強い要請がござります。林さんは、五大市

の一つである横浜市の教育委員をしておられます。これに対して、五大市側も、今日国会に對しまして、特例を設けるべきである、こういうふうな強い意見を開陳せられております。そういううちにあつて、この五大市の特例を設けようという、そういう気持から、本日この公述に出られたのじゃないか。これは私の想像でございますが、非常に苦しい立場があるのじゃないか(「想像だ」と呼ぶ者あり)というふうな感じにしているのでございますが、そういう御心境をお聞かせ願えれば非常にけっこうでございます。

○公述人(林知義君) ただいま私の心境を特に御推察いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。ただ、二つの点から申し上げます。地教委の問題で、私が就任した当時には、率直に申し上げるならば、民主党、社会党、学者の方々、日教組の方々から地教委反対の声が四面楚歌であつたことを記憶しております。昨年の九月ころから、社会党の方々、日教組の方々、百八十度転回されて、地教委存続という方向に向われたことを私は記憶しております。自民党になられたら、改選の阿論が常に往來してございまして、どちらかと申しますと、廃止の方に強かった。そこで、私は教育というものをどうしても中立に持つてゆくのには、この教育委員会制度を存続してゆかなければならないというところが心からの私の信念として、あらゆる活動をしたのでございます。最後まで、はなはだ失礼ですが、同僚各位と戦い抜いて、そして先生方、国会及び政府各位の御理解を得まして、そしてこの地教委が残りましたという

ことは、教育のために、私はこの一点で非常に満足とあれを覚えていた次第でございます。これがもしつづけてしまったならば、ネコもしゃくしもなくなるような状態になったならば、日本の教育のためにまことに悲しむべきであるというところに重点を置きまして、何でもこの地教委は存続しなければならぬというところに主眼点を置いて私はやつたのでございます。これが一つの私の信念でございます。それから、五大市の問題で、教育費の問題を申しますと、県の方から参りましてお金は一割二分くらいしかなくて、お金に困る。あと約八割というのは、五大市自体が自分で教育にかけよう、こういうことを御案じまして、そして、この運動に私はその一翼をになつてやつたわけで、衷情御推察いただきまして、この点は一実体のあるところを御案を願いたい、こう考えるわけでありまして、

○荒木正三郎君 教育委員会制度を守つていこう、そういうかたい決意を持って従来やつてきた、私は深く敬意を表します。しかし、率直に林さん考えてごらん下さい。今度の政府の提案が果して当の教育委員会を守るものであるかどうか、私は……

○委員(加賀山之雄君) 討論にわたらないように御質問を願います。(「質問だよ」「一言言ふなよ」と呼ぶ者あり)○荒木正三郎君 この法案の(「当然の注意だ」と呼ぶ者あり)黙つておれ、この法案の内容を見ると、公選制を廃止する、あるいは教育長の任命についても、教育委員会の独自の権限だけではできない。教育委員会の権限というものが非常に縮小されておる。また教育委員会は、公選制と違つて、直接国民に責任を持たないような立場に立たされる。これでは形は残つたけれども、中身はくずれてしまふ、そういうふうに感ずるのです。林さんも公選された委員として、長い間教育のために尽瘁されてこられた。このことは私は身をもって体験されておるというふうな感ずるのですが、公選制よりも任命制がよい、あるいは教育委員会の権限がだんだん減つてきて、原案送付権もない、教育長すら勝手にきめることができない、こういうことでほんとうに教育委員会というものがりつぱに働いていけるかどうか、私は率直に御意見を伺いたいと思ひます。これ以上伺いません。

○公述人(林知義君) ただいま衷情あふるところの御指摘に對しまして、私も常々考えております。そこで最後の結びとして、先ほど申し上げましたように、つづれるものがとにかくここに残つたというところの喜びと、一つ、いろいろ意見がござりまするが、最初に申し上げました通り、アメリカあたりの公選の問題を見まして、その住民と直結するといふときには、その住民から教育税、目的税を取りまして、それを施設及び行政内部に運用するといふところにほんとうの公選の意味があるんじゃないか。これを私お願いいたしますが、ほんとうに教育及び教育行政が完全に行われるというふうになりますのは、教育目的税といふものを教育委員会に一つお授け下さるよう、政府御当局に特に私はお願いしたいと思ひます。これは私の最善の策であります。まあつづ

れないところのものをやつたときに、改善の策として、この辺で落ちつくことがよからう、こう考えたわけであり

それから中立という問題について申し上げますが、大体考えてみまして、地教委が純粋な立場になくして、日教組系と組んでこれを守ろうというときには、これができ上りましたときには、公選制といふこともそこ一つは偏向がある、これはどうしても是正していかなければならないという観点から、私、今自分の信念をそこに持つてゐるわけでありまして、教育委員会を守るというところについては、先生のお考えと私と一致しております。

○湯山勇君 私は、かねがね尊敬した感謝しておつた林さんから本日のような公述を承ることを、私自身のためにも、また全国の地教委、全国の子供たちのためにも、はなはだ遺憾に存じます。私どもが今日こういうふうなこの法案を全く日夜審議しておるのには、あなたが私に下さつたあの要請書、あの声明書、そういうものがあつたて力のあることを十分御認識いただきたいと思つてござります。そこで私はお尋ねしたいのでござります。その一つは、あなたが私あるいは全文教委員、それから文部大臣にも要望された文書の中に、「漸く現行教育委員会法の下で安定せられようとする我が国の教育は極度に混乱し、更に民主国家建設の前途に暗影を投ずるものであつて、国民の不幸これに過ぐるものがないからであります。」「こ

ういうふうな、現在の教育委員会法の改選の意見に對してあなたは申しておられます。このお考えは今日もお参り

ないかどうか、第一点でございます。

○公述人(林知義君) 先ほど申し上げましたごとくに、公けの立場の地教委の会長としては、全体の意見をまとめまして、それを先頭に立ちまして常にやるということ、私の務めだと思ひます。今日は私個人の過去七九年間の体験をもまして、率直に自分の意見を吐露して、今日は個人の立場で申し上げておきます。私はその点は變つておりません。

○湯山勇君 それではこういう要請書を私どもや文部大臣にお出しになったときも、個人としてはこういう考えではなかった、こういうことでございませうか。

○公述人(林知義君) それは公人として出ますときには、個人の意見は滅却して参ります。それから教育が曲げられるというふうなことの心境の変化というものを一番感じましたことは、地教委が日教組と組んでいくということに、私のどうしてもマッパしないところの感じがするという一言申し上げます。

○湯山勇君 さらに同じ文書に、最後のところのこういう文字がございませう。いろいろありますけれども、「低迷する改廃論者の蒙を啓き、現行教育委員会制度の育成強化に対し、格別の御高配を賜りますよう全国市町村教育委員の」よろしくございませうか、「全国市町村教育委員の総意をもって要望申入れをいたします。」、こうなっております。これは間違ひございませうか。

○公述人(林知義君) それはその通りであります。総意をやり出すときには、全体の賛否を、その中にいろいろな議論もありましようけれども、全体の意向として総意をもっていく、これが当然の結論かと考えます。

○湯山勇君 ただいま荒木委員の質問に対して、あなたは地教委がなくなりそうな状態であったのが存続することにした、これは何よりも大きな喜びであつて、これでもう大きな喜びだ、という御答弁がございまして、間違ひございませうか。

○公述人(林知義君) 満足したということ、まず地教委が存続したということが、このあとこの地教委を盛り立てるためには、今後においていろいろとまたこれを御審議願つて改廃しなげなうと、このところがあるだろうと思ひますけれども、順を追つてやるにしても、地教委が残つたということにまず第一の喜びを持った、こういう考えでおります。

○湯山勇君 そこで地教委が存続することが決定した喜びを述べられた直後、次のような声明を全国に発表しておられます。

我等は教育委員会法の精神にかんがみ、日本教育のために、なお総力を結集し、重大決意のもとに、少くとも制度の中核をなす左記主張の実現達成にまい進せんとするものである。

右声明する

一、委員公選制の堅持

理由

教育委員会は同法第一条に明示する如く、教育基本法に則り不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負つて教育行政の執行にあたるものである。

現行制度の委員会公選制を廃止して任命制に改めることは、民主主義の精神に反することは勿論、地域住民が教育に対する自主性を喪失するばかりでなく、教育が却つて不当な支配に左右される可能性を増大し、教育の政治的中立性を確保するに困難を来すおそれが多分にある。

この故に我等はあくまでも委員の公選制を主張するものである。

次は、人事権の絶対確保でございませうが、この公選制に対するこの見解は、見解としては今日も同じでございませうか。

○公述人(林知義君) そのときに出した見解はその通りでございませうが、そのあとで教育が中立を侵されるという事象が出て参りましたときに、私はこれはまずい、こう考えました。

○湯山勇君 林さんがこの声明を出されたのは、これはこの法律に対しての見解をお述べになつておられるので、だれかそう言つておるとか、彼がそう言つておるとか、そういうことに対してはお出しになつたのではないはずで、制度に対するこれは声明でございませうから、従つてだれがそう言つておると、日教組がそう言つておると、全教委がそう言つておると、自民党がどう言つておると、社会党がどう言つておるといふのはなくて、この政府から出された法案を客観的にごらんになつて、地教委の立場からごらんになつてこの声明はお出しになつたものと思ひます。まわりの条件をのけて、地教委の立場から純粹にこの法案をおながめになつたときに、ただいまの公選制に対する御見解は今日もなお変わりはないか、こういうことをお尋ねしております。

○公述人(林知義君) これが教育が全

くの中立の状態に置かれるということの信念においては、きのうもきょうも少しも變つておりません。ただ再三申し上げるようでありませうけれども、一方の圧力が加わるということは、やはりその精神にもとるといふところに、私は一つの考え方を持つておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)そのことを申し上げます。終り。

○湯山勇君 それではなおしばらくお尋ねしたいのですが、一月の十八日に緊急臨時總會をあなたの名前で御招集になつて、そこで總會をお開きになつたはずでございませう。その總會においてどういふ声明をあなたはお出しになつておられます。

「本日、我等全国地方教育委員会連絡協議会は緊急臨時總會において、現行法の根本精神を喪失するようないふことには、私がさつき申しましたように、存続することをあなたは認められておられます。」「根本精神を喪失するようないふ改正案には絶対反対であり、少くとも左記事項の確保が達成できないときは、総辭職をもあえて辞さない決意を固めたことをここに声明する。」「そこで、少くとも左記事項の確保という左記は、一、地方教育委員会を存続し、委員公選制の堅持、人事権の絶対確保、こういうことになつております。この事実を間違ひはございませうか。

○公述人(林知義君) その当時の決議は、總意をもつてそのことを決定いたしました。これは事実その通りでございませう。

○湯山勇君 總意をもつて御決定になつたのであれば、總意という中には

林さんも含まれていると解釈してよろしうございませうか。

○公述人(林知義君) その当時におきましてはですね、自分の私見としてはありましたが、自分の私見としては、それを申し述べる時じゃない、私はどうしても皆さんの御意見の通りに従うべきものだ、私は今でもそのときはそうだったと考えております。

○湯山勇君 それでは、なおお尋ねいたしますが、あなたは現在、全国地方教育委員会連絡協議会の一員であることはお認めになられますか。なお、もう一つは、現在もこの全国地方教育委員会連絡協議会の顧問をしておられるというところでございませうが、これも間違ひございませうか。

○公述人(林知義君) その通りでございませう。しかし、今日陳述いたしますことは、頭頭上上げました通りに、私の偽らざる個人の考えとして申し上げておることを御承知願ひます。

(その通りと呼ぶ者あり)

○湯山勇君 そこで、個人としてはあるいはそういうこともおっしゃられるかも知れませうけれども、しかし顧問であり、そして現在もこの協議会の一員でございませうから、この法案の中で、左記事項、すなわち地方教育委員会を存続し、委員公選制を堅持するといふことが守られなければ、總辭職する、こういうことに連絡協議会として決定すれば、あなたは役員であり、こういう決議をし、声明をした責任者であり、なお今日も、その一員でございませうから、公けの立場においてはこれに従ひになるのかどうか、その点をお伺ひいたします。

○公述人(林知義君) その点について

お答えします。此喻をもって失礼でございますが、西郷南洲が城山の露と消えるときには、自分の考えを捨ててやっておりますから、(笑聲)「それと違ふ」と呼ぶ者あり(全体がやったときには、これはすべておのれをむなしゅうしてやらなければならぬ。意見が違つても、これは全体にそういかなければならぬ。私は西郷南洲の精神を考へます。(笑聲)「その通り」と呼ぶ者あり)

○湯山勇君 よくわかりました。私は、これは皆さんお笑いになりますけれども、あなたの長くやってこられた会長として、あるいは現在役員にあるあなたとしては、これはやっぱりな御意見だと敬意を表します。ただ、私が大へん失礼なお尋ねをしたかもしれませんが、けれども、私とあなたとの関係においてでしたら、私はただいまのような質問はいたしません。けれども、あなたがこのようにして主宰して打ち出したこの声明は、全国の地教委の一人々々を拘束しております。このことはお認めにならぬと思ひます。そしてまた、その一人々々が拘束されるばかりでなく、この声明は、その一人々々を選んだ人、その一人々々を選挙した人を拘束しております。おわかりでございますか。そうすると、あなたのとうていいる態度は、今日のあなたの態度は、ただに林個人がこで何を言つたといふだけではありません。あなたの言われたことは、記録になつて全国に出ます。おそろく明日の新聞には、あなたがこう言つたといふことが出て参ります。そういうときにあなたは、そのあなたになつたあなたの名前前で招集さ

れて、こういう決議をしたその教育委員を選んだ全国の国民に対して、どういふふうな責任をお持ちになりますか。あなたがきよここでおっしゃつたことは、それには全然影響はないとお考へになるのでしょうか。私はそういう全国の国民のことを考へ、そしてまた連日、あなたの決定したことに従つて、われわれのところへ陳情に来る地教委の人の心境を考へるときに、あなたを私個人が責める気持はありませんけれども、国民の名において、全国の地教委の名において、私はあなたに対して非常な憤りを覚えることを禁ずることができません。そこであなたの心境を伺いたいと思ひます。

○公述人(林知義君) 申し上げます。連絡協議会長の役目は、自分の意図を指令して、この通りにやれという役目じゃございせん。各県、地方に分れました方々の理事諸君が、その地方地方においておのずから出てくるこのこの心持をまとめたものが、連絡協議会長に出て参りますので、私はこういう場合にこうしなさいという、各委員さんに命令する権利もありません。ただ、その方々から出てくる、いろいろの意見がありました。それらをまとめまして、最大多数ではどういふふうな意見になつたというところで、この問題が陳情にも現れたのでありまして、私がこれを命令したのでは絶対にない。これは連絡協議会長にはそういう権能はないことを申し上げます。

○矢嶋三義君 一つ……。われわれはこの国会で、重要法案を審議するに際して、審議の重要な参考にするために、国費をもつて公聴会を開いておるわけでございます。そこで私は委員長にお伺

いたします。ということは、今日の現在の公述が、傍聴者の失笑の中に行われていることを、非常に遺憾とするものでございませう。この公聴会において公述人を何人にするか、またその人選はどうするかということは、私の調べた速記録によると、委員長一任になつておる次第でございませう。そこで私は、今林公述人にとやかくお尋ねしようとはいたしません。公述人の公述せんとするところは、ともかく私にはわかりました。そこで私は委員長に伺ひますが、委員長は、先ほどから失笑の中にこの公聴会が開かれておることを、どうお考へになるかどうかというところ、それから先ほど荒木並びに湯山委員から指摘されたところの、これは林公述人の名においてわが国会に請願陳情が出ております。それと全く違つてうな公述をされるような公述人を選ばれた委員長は、どういふ御見解に立たれておられるのか。国会におけるとこの公述人を選定するときに、そういう基準でよろしいのかどうか、どういふふうにお考へになつておられるか、これが第一点。

それから第二点としてお伺ひいたしたい点は、この重要法案については、提案者である文部大臣は、ずいぶんと賛成者が国民の中にあるということと言われております。これは今の鳩山内閣の母体であるところの与党自由民主党さんも、よく口にするとおるでございませう。そうなりますれば、賛成意見を述べるところの公述人というのは、相当に私は撰択される範囲はあると思ふのです。しかるに、あえてこの公述と全く反対の請願陳情を国会になされた林公述人をあえて選ばれた理由

は、委員会からその人選を御一任されたとおる委員長はどういう御見解でなされたのか。私は今公聴会は失笑のうちに終わつておることを、国権の最高機関の權威の立場から、非常に遺憾に思ひます。従つて、この際委員長は何らかの釈明なりあるいは所見をここに、国民の前に明確にされなければならぬと思ひますので、あえてお尋ね申し上げた次第でございませう。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。委員会、特に公聴会は、非常にお忙しい方をお呼びしておりますので、委員の方におかれても時間を切りつめて御領よく質疑をされ、そして多岐にわたる不規則な発言等のないことを委員長は望んでおりますが、傍聴人におかれましても、失笑あるいは発声というふうなことをないことを委員長としては望むものであります。

で、公述人の選定でございませうが、これは矢嶋委員のお考へ違いだと思ひますので、委員長に一任を受けたわけではございませう。(矢嶋三義君速記に載つておるやうに)「と述ぶ」理事会においてきめたわけではございまして、これは賛否両論公平にこれを振り分けなければならぬという参議院規則のもとに、両方から候補者の御提出を願つて、そして理事会において同数の賛成者と反対者をきめたわけでありませう。従ひまして、委員長は独断でこの公述人をお選びしたわけではございませう。

○矢嶋三義君 とういうことで、それから、長く申し上げませんが、一つこの際に私は、国民が傍聴しているのですから、はつきりしておかないと、不思議に思つて帰られると思ふのです。それで、お伺ひいたしますが、ある案件が

あるときに、これに申なる趣旨の請願陳情をされておる方、ところが、その申なる意見と全く反対の意見を公述される、そういう公述人に国費によつて公述を要請するといふことは、どういふあり方は、今後の公聴会のあり方とも関連するんですが、適当と委員長考へられますかどうか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。林公述人の公述を別に私は不当のものと思ひません。これは個人の意見として、ビュアな気持で経験を語られるといふことの前提のもとにお話になつておるもので、委員長としてお話ししては、ここに公述人の適否について申し上げるわけには参りませう。

○矢嶋三義君 了解できないですが、もう申しませう。了解できないです。おかし。

○秋山長造君 ただいまの公述人の連絡協議会長としての声明なり、その他の問題については、もう私触れませう。で、法案の内容について二、三点お伺ひしたいと思ひます。林さんは、なるほど連絡協議会長はおやめになつたわけですが、けれども、しかし依然として横浜市の現職の有力な教育委員として残られて、そして今後教育行政の衝に當つていられるわけではございませうか、もう少しお尋ねをしておかなければならぬと思ひます。

まず第一点は、先ほどの御説明の中で、この法案は改善の策として適當のものと思ひます。こういうふうな御発言がありまして、そこでお尋ねしたいのは、改善の策として、やむを得ないものとして認める、全然なくなつてしまふよりはまあ残つただけでもましだと

いろいろな御発言でございますが、しからば、やはり御信念においては現行法の存続が一そう望ましい、こうお考えになつておられるかどうか。さらに財政権云々のお話でございますが、現行法が存続され、さらにそれに財政権というものがプラスされれば、それが地教委の形としては一番望ましい、こういうふうにお考えになつておられるのか、その点が第一点。

それから第二点は、先ほどのお話の中で、どうも日教組と組まねば仕事ができぬようでは中立が守れぬから、今度の案に賛成だ、こういうふうなお話があったんです。で、横浜市の教育委員会が日教組とどの程度に組んでこられたのか、あるいはどの程度に組まなければ仕事ができなかつたのか、そういうことはまあ私は知りません。知りませんけれども、ただそういう御発言を聞きまして私感しますことは、やはり横浜市の教育委員会は横浜市の教員諸君とよく話し合い、そして協力し合つて、ともどもに、教育委員会と教員とが一体になつて、ともどもに一つ力を合せて横浜市の教育を守り、そして横浜市の教育を進歩向上させていく、こういう態度が望ましいと思ふんですけれども、今の御発言を聞くと、そういう教員と相談し合い、そして力を合せて、教育をともどもにやつていくという態度よりも、むしろ教育委員会というものは教員とは一段上におつて、そして市長なり、あるいは市議会なりという、これは一つの地方における強い政治権力です。その市長なり市議会なりという強い権力をうしろだてにして、そして教員に対しては上下の関係、命令服従の関係で厳然たる態度をもつて臨むというやり方でなければ、どうもこの教育がうまくいかぬ、そういう方が中立が守れるし、また教育の効果を上げるというふうにお考えになつておられるかどうか、その点をもう少し詳しく御説明を願いたい。

それから第三点は、今のようない理由によつて、任命制の方がより教育の中立が守れるというお話だつたんですけれども、私不幸にして横浜市における政治情勢というものを知らませんけれども、しかし、われわれの常識からいいますならば、やはり今日府県会に市のような大きな市町村会、特に横浜市のものは、それそれ中央における政党中央における党派の系列に従つて非常に政教化してあるという事実は、否定できない。また今していないとして、近い将来に早急に政教化されるものだというのも、これは文部大臣が提案説明においてしばしば言つておられることだ。またわれわれもその通りだろつと思ふ。そういうような、自治体の首長も政教化し、また議会も政教化するやうな状態が予想されるんです。そういう首長やそして議会から選ばれた、任命された教育委員というものが、一体政治的中立というものが、完全な確保され得るものかどうか。むしろその方が、また別な面からの政治的偏向を犯すおそれが非常に強いのではないか。いわんや、御存じの通り、今までの法律の建前と違ひまして、今度の法律はこれはもうほんとに教育委員会の存在といふものは実質的にはこれは骨抜きになつてゐる。骨抜きになつてゐる。そういう状態に切りかへた方が政治的中立が守れる、

その保障は一体あるのかどうか。この三点について一つ御説明をお願いします。

○公述人(林知義君) 第一点の、改善の策であるから、最善の方法はいかんといいお問ひのようでありますが、先ほど申し上げました通りに、ほんとうにこの住民と直結していくというときには、やはりアメリカでやつておられるやうな、中都市でやつておられるやうな、自分で教育税を増減をはかり、自分で教育施設行政をやつていくやうな案に持つていくことがほんとうの教育の道じやなからうかと。そういうことができるときには、公選はまことにけっこうだと思ふ。それならなお、現行法に対してのお問ひであります。私常々考へておりますが、民主主義といふのは、時間と金が非常にかかるものなりと、こう考へております。そこで、民主主義を実行するの一番必要な要素は、第一がエフィシエンス、効率がよくなること、第二がエコノミーでなければならぬ、経済的でなければならぬ。ことに日本のような状態では、この点は民主主義に最も必要なものではなからうかと、私、考へます。そこが現行法よりもこれがその点において幾らかいいのじゃないかと考へますことは、この点、エフィシエンスとエコノミーという問題からいつて、もつとこれを有機的に、オーガニゼーションに行つたならば、この点もこの民主主義をこわさない点において、もう少しうまく行くじやないかといふことを考へまして、まずこの際には、改善の策として、今日の改正案をやらねばならぬのじやないかと、こう考へておる次第でございます。

それから日教組との関係であります。が、私も、横浜におきまして常に連絡をとつておりました、その間には、少しも溝がないことを申し上げます。現にこの前の日曜も、その前の日曜も、私のところへ組合の幹部諸君が見えまして、甲論乙駁やりました。たゞ、そのときに、率直に申し上げれば、中央の指令であるから十八日の午後には学業をやめてわれわれは研究大会を開いてやるのだと。私は、意見は意見でよろしいが、学業をやめるといふことは、子供の教育上、PTAあるいは市民の感情が許さない。この点をよく了解せよ。これらの点についてお互いに意見がありすが、そういうところには教育のゆがめられがはせぬかといふやうなことを考へておるので、日教組と決して——教育の中立といふことについては、私は常に相一致しておると思つておりました、そこには何らの溝がないことを申し上げます。

大体第一点で第三点の理由も申し上げたと思ひますが、もし、足りなければ補足いたします。

○秋山長造君 第三点のお答えがないのですが、もう一度お伺いしますけれども、その前に、今の第二点の日教組の問題についての御発言なんです、これは先ほどあなたが公述されたことは、とにかくもう大体日教組と組まなければ仕事ができぬやうなことでは、もう中立は守れぬ、だめだ、だから制度を変えなさいかぬと、こういうやうに非常に大上段に断定的にこういふやうなんですけれども、今お聞きしますと、いふと、自分のところは日教組となかなからうまうやつてゐると、こういうお

話なんです、そこ、ちよつとちよつと感を受けるとすけれども、まあそれはそれ以上追及しません。

ただ、この日教組、教員組合の人と話し合つたときにどうこうというお話が今ありました、今おつしやるやうな話ならば、これは無理に、それだから制度を変えなければいかぬ、根本的に法律まで変えなければいかぬといふことにいきなり行くのは、ちよつと飛躍し過ぎるし、極端な行き方じやないかと思ふのです。その程度の問題ならば、従来あなたの方でも十分話し合つて、運用の上でしかるべく解決をつけて、そして大過なくやつてこられたといふように私は想像するけれども、その程度のことでは、どうしてもどうしてもこれは公選制をやめて任命制にしなければいかぬといふやうに、やはりあくまでお考えなのかどうか。これはまあしつこいようですけれども、重ねてお尋ねいたします。

それから第三点の、さつき御答弁のなかつた、任命制にすればとにかく中立が絶対守れるというお話だつたんですが、この点について、もう少し地方の実情と政治情勢、自治体の首長、あるいは議会、横浜市でいえば市議会、こういうふうなものの政治的な動き、今後の見通しといふやうなことに立つてお考えいただいた場合に、一体、たとへば同じ党の首長が、同じ党の議員が絶体多数を占めておる、あるいはほとんど議席を独占しておるやうな議会に対して相談をして、そして任命する教育委員の顔ぶれといふものは、これは理屈でどう説明しようとも、これはもう互いの経験からして、おのずからもう想像がつくのです。そういう

の信念としていつも持つておるところでございます。

○委員長(加賀山之雄君) 以上をもつて林知義君に対する質疑を終了することといたします。どうも……。

○委員長(加賀山之雄君) 次に、山口末一君から公述を伺うことにいたします。

○公述人(山口末一君) 私はこの四月まで札幌南高等学校の校長をいたしておった者でございます。ずっと新教育が行われてから続けておりますが、一部中学校の、新制度の中学校の教員もやはり、大部分は高等学校の教壇、校長として従事いたして、今退職いたしました者であります。私はさような経歴から、法理論とか哲学的な深いことはよくわかりませんので、私の北海道の実際のありさまを申し上げて、この法案御審議の御参考に供したいという念願でございます。で、全く個人であり、一國民の声としてお聞き願えば、まことにけっこうだと存する次第でございます。

現教育委員会法が制定されてその実施を見ましてから今日に至るまでの教育委員会の足跡、その多大な効果というものについては、非常によく認識をしておるものでございますが、また一面、その理想がなかなか実現にくいところ、あるいは一面弊害でないかと思われるようなところもやはり現われてきておるように私は感じて参りました。で現実在即して理想になるべく近づけようというわけで、いろいろと國家の御当局においても研究調査等いたされました、現行の教育委員会制度の一部行き過ぎておるのではないかとい

うようなことを是正していこうという案が、今日拝見しておりますところの改正法案であるかと考へるのであります。

で、やはりそうしますという、今の日本の民主的な発展の現状におきましては、大体において、現段階においては、今日のこの改正法案というものが改善の一步をたどるものとして適切なものとは考へておるのでございませう。やはり根本から変へるというようなものではなくして、私の考へでは、やはり民主主義の教育を促進、伸展せしめるのが根本にありまして、決してこれが、この法案そのものが実施されたとして、戦前の教育への逆コース傾向をたどるものであるとは、私としては考へることはできないのでございませう。やはり地方分権のことも、民意の反映も自主性も相當に、相當と申しましては相済まぬのでありますが、促進されていく。で、国として相対的に一体性をもつて教育の水準維持、發展を期する、こういうことがやはり非常に大切なものでございませうから、そういう点にも考慮を払われた案であると私としては考へております。

この法案をずっと拝見し、また昨日來傍聴をさせていただきまして、この法案の問題点とするものは何であるかという、教育委員を公選制でなくして、任命制にしようということ、必要措置の要求、こういう点が一番大切な問題点としてよく論議され、公選されたところであろうと考へておられるは同じことと考へておられます。で、この教育委員の任命制は、いろいろ論ぜられたように、やはり私としては間接選挙の本質を持っているのだと、こうい

うふうに思っているものでありまして、この改正法案によりまして、よりよい人材を選出するにいいのじゃないか。特に、私は自分の郷里であるところのことを申し上げるということは、はなはだ遺憾ではありますけれども、北海道においては確かに、任命制が、今日の状態からすればよりよくなる、こういうふうには考へられませう。ですから、北海道の事情を御参考に申し上げたいと存するのであります。現在の公選によつて構成された北海道教育委員会は、私の見るところによりまして、うと、一つの大きな組織活動によつて、どうも一方に偏した委員が選出されてきていると考へるのであります。すなわち現在、六人の公選委員のうち、五人はその組織の推薦によるものであります。それから一人は、中立の関係に立っていられるところの方であります。それで五対一という状況であります。この六人の方々すべてが教員の前歴の方々ばかりであります。それから道議會から出たに於いては、その委員の方は、社会党の所屬の方であります。で、この北海道の状況、その組織の状況を見ますと、公選委員は先ほど申しますように職域が同じであるのであります。こういう組織でありますからして、その運営されるところがどうも私たちがして見ているところによりまして、うと、政治的とはかりいうわけでありませうが、中立といひますか、中立性というやうなもの維持がどうしても困難な状況にあるのだ、こういうふうには思われます。そうして今後この公選制をなお保持していくならば、さらにこの傾向が強化されるような趣きが見られるのであります。すなわちほとんどすべてが、一方の組合の推挙候補によるところの委員が選出される、こういうやうな状況になることは、今までの状況から推し、現在の状況から察知して、将来を卜することができるのであります。こういうふうには實際のところからして、どうしても私の郷里においては、一方に偏したところの委員の構成を是正するには、任命制がよろしいと考へるのであります。任命制といつても、先ほど申しますように間接選挙の実体のものでありまして、そうしてそこには、法案によりまして、うといふるの規制するところの方途を講じてあります。それでありますから知事の党派のいかんを問はず、いろいろの党派の党籍がある人にして、党籍を異にしておる方が出られるのであります。うと、職域においても同じ職域からばかり出るといふことがないようになると思ひまして、北海道の現状から見ますと、任命制によつて、この欠陥を是正していくことができると考へております。この北海道の状況に似た所が、やはり全国にもありはしないか、私研究が足りませぬのでよく存じませぬのですが、そういうふうには察せられるので、一つの地方の例ではあります。北海道としては、任命制をこういうことから必要であると考へております。

なほこれを具体的に、それではどんなふうにして、この構成委員が一方に偏しておったために、その決定が偏したのではないかと思はれる例を、二つだけ具体的にものを申し上げて御参考に供したいと存じます。さきに給与二本建の問題というものがあつた。そうして

て国会において法案が成立し、そうして国法となつたのであります。この場合に地方においては、国の法に準じて実施するやうに要望もされ、またそれが当然であろうと考へられておるのであります。これを否決いたしました。おいては、これを否決いたしました。すなわち北海道においては、これを実施せず、こういうふうには決定を見ました。ところが道の議會においては、教育委員会の実施せずという決定にもかかわらず、道議會はこれを実施することに決定いたしました。その教育委員会が実施せずとするところに、ずいぶん裏に考へられるやうなものがあつたというふうには、私たちはその当時この遺憾に考へておりました。もう一つの問題は、北海道においては非常に大きな問題となり、新聞、ラジオ等によく報ぜられた問題であります。高等学校における入学者選抜の問題でございます。私は高等学校長協會の理事長といたしまして最後のところを務めましたし、その以前にも副理事長その他で札幌に於いて関係から、この問題について非常に苦心をして参りました。この高等学校の選抜問題というところは、この委員の公選云々のところへ話がいくのでございませうが、ちょうど毎年のこととございませうが、ほんの三四年の工合がどんなふうに移したかをほんとうに簡単に申し上げてみます。二十九年度に実施したのは、このことについて、その前に協議会ができていろいろと検討に検討を加へまして、そして二十八年度の十月十四日に教育長は校長その他関係者、代表を招集いたしました。そして説明会

を開くということでありました。その席において教育長はこの案は今の事務局の総力をあげて、言葉が少し違ふかもしれませんが、意味はそういう意味です。総力をあげて長い間練りに練つて、諸般の状況を勘案して現段階においては最良の案と考へて提出するのである。作つた。そのときの、よくあとから言われた言葉であります。が、全知全能をばつた案である、こういうことでありました。ところがこの全知全能をばつた案といふのは、文部省の方からも通達になつておる。すなわち中学校長の報告書と、高等学校における選抜のためのテストと、両方総合判定するといふ原案でありました。ところがこれからといふものは非常にこの原案に対して圧力が加はりました。その当時私も驚いたものであります。が、ほとんど全道にわたつて保護者の方々が同意されました。そうして毎日非常にたくさんの人たちがこの二本建の案の實施に反対する陳情等をなされたやうであります。私もその状況によくぶつかりましたのであります。が、そういうわけでありまして、その発表になりました。それから、二週間ばかりの間には完全に反対な立場になりました。すなわちわれわれは百八十度の転換と申しておるのであります。が、報告書一本による選抜ということになつたのであります。これが二十九年度に實施されるに至つたもの状況です。それから三十年年度は、これはやはり審議會を開き、中学長から五人、高等学校長から五名、地方教委から一名、市の教委から一名、それから学識経験者として大学の先生が加わ

て開くということでありました。その席において教育長はこの案は今の事務局の総力をあげて、言葉が少し違ふかもしれませんが、意味はそういう意味です。総力をあげて長い間練りに練つて、諸般の状況を勘案して現段階においては最良の案と考へて提出するのである。作つた。そのときの、よくあとから言われた言葉であります。が、全知全能をばつた案である、こういうことでありました。ところがこの全知全能をばつた案といふのは、文部省の方からも通達になつておる。すなわち中学校長の報告書と、高等学校における選抜のためのテストと、両方総合判定するといふ原案でありました。ところがこれからといふものは非常にこの原案に対して圧力が加はりました。その当時私も驚いたものであります。が、ほとんど全道にわたつて保護者の方々が同意されました。そうして毎日非常にたくさんの人たちがこの二本建の案の實施に反対する陳情等をなされたやうであります。私もその状況によくぶつかりましたのであります。が、そういうわけでありまして、その発表になりました。それから、二週間ばかりの間には完全に反対な立場になりました。すなわちわれわれは百八十度の転換と申しておるのであります。が、報告書一本による選抜ということになつたのであります。これが二十九年度に實施されるに至つたもの状況です。それから三十年年度は、これはやはり審議會を開き、中学長から五人、高等学校長から五名、地方教委から一名、市の教委から一名、それから学識経験者として大学の先生が加わ

て開くということでありました。その席において教育長はこの案は今の事務局の総力をあげて、言葉が少し違ふかもしれませんが、意味はそういう意味です。総力をあげて長い間練りに練つて、諸般の状況を勘案して現段階においては最良の案と考へて提出するのである。作つた。そのときの、よくあとから言われた言葉であります。が、全知全能をばつた案である、こういうことでありました。ところがこの全知全能をばつた案といふのは、文部省の方からも通達になつておる。すなわち中学校長の報告書と、高等学校における選抜のためのテストと、両方総合判定するといふ原案でありました。ところがこれからといふものは非常にこの原案に対して圧力が加はりました。その当時私も驚いたものであります。が、ほとんど全道にわたつて保護者の方々が同意されました。そうして毎日非常にたくさんの人たちがこの二本建の案の實施に反対する陳情等をなされたやうであります。私もその状況によくぶつかりましたのであります。が、そういうわけでありまして、その発表になりました。それから、二週間ばかりの間には完全に反対な立場になりました。すなわちわれわれは百八十度の転換と申しておるのであります。が、報告書一本による選抜ということになつたのであります。これが二十九年度に實施されるに至つたもの状況です。それから三十年年度は、これはやはり審議會を開き、中学長から五人、高等学校長から五名、地方教委から一名、市の教委から一名、それから学識経験者として大学の先生が加わ

しては、必要に応じてしなければならぬのは当然じゃないかと、こういうふうに考えておられます。

それから各首長との権限の調整というところも、法案を拝見し、また皆さま方からの御意見も拝聴して私もよく了解いたしました。それでこれはやはりすなおに私としては考えて、円満に調和的に一体的に相協力していく態勢のもとにいくのには、やはりこれでもいいのではないかと、こういうふうに思っておるのではありません。

予算とか条例の提案権といいますが、それも今度の法案にはなくなっておるのでございますが、これもいろいろ論ぜられたように、私はやはり無用の摩擦を省き得る、それでそれぞれの首長が、自分のことのように重大な協力をしなければならぬという責任觀念から、ますます熱意を持って教育のことを思ってくれるであらう。今までの実情を、私の狭い範囲におきましては、教育委員会は教育委員会のことであるというふうなうちに、何かよそごとのようにとられておったのじゃないかというふうなふうに考えるところがあります。それが今度は首長そのものが一生懸命やらなければならぬ。また、その府県の住民がよくその首長の教育に対する熱意というものを監視しておるというふうな状況下にあつては、一そう責任をもつてよくやってくれるのじゃないか。教育委員になられた方々は、その原案送付の権限がなくなつても、自分たちは使命を帯びて教育委員という重責に立っている。ことに国家再建の大切な時期に青少年の教育に當っておるのだからという使命観からして、熱心に熱意をもつてそ

の首長と折衝をし、りっぱな教育予算なり、りっぱな条例が作成され、公布されるように努力をしていかれるようになったらいい。要は人の問題、運営の問題にあると考えるのであります。

それから第三十三条の教科書以外の教材取扱ひ、これは論議的になつた一つのものではないかと。で、このことについて校長を長くやってきた、教員を長くやってきた私の考えからして、これにめんどろな、すなわち、詳細な制限を加えるということとは、これはもう最もよくないことである。しかしながら大きな副産本にするとか、あるいは視察の問題ですか、というふうな、まあいろいろあります。良識をもって教師が判断をし、また友人や校長あたりと話をしてみても、まことに適當なものであり、これがほんとうの子供を愛するがゆゑに、子供の能力を進展させるがためにこれがよいと判断されるものがあつたならば、よしよしこれを活用していく、そういう自由の裁量の範囲は、当然教材扱い、届出認可という点においても考慮されて、地方の教育委員会が規則を作る際にしなければならぬと考える。

まことに原稿を書くといふまでもなく参りましたので、非常に粗雑な言葉で申し上げました。なお、また、私はほとんど教壇を離れず、一学校に終止したような者でございまして、見解も識見も足りませんが、北海道の実情を御参考に申し上げまして、この国会における本法案の御審議の幾らか参考になりましからうと存じまして申し上げた次第であります。

○秋山長造君 簡単に三点だけお尋ね

いたします。その前に、ちょっとこれははなはだ失礼ですけども、お尋ねしておきたいことは、札幌外国語学校というのは、これは北海道の道立の高等学校でございませうか。

○公述人(山口末一君) これは私立の各種学校でございまして、昨年開いたばかりで、ほんとうに貧弱なものでございまして、私、公職を退職いたしましたものですから、ここに籍を置いたことになつております。

○秋山長造君 では、ただいま御陳述になつたことは、道立の高等学校の校長時代の御体験に基いての御説明だったわけですか。

○公述人(山口末一君) さようでございます。失礼いたしました。よくわかりました。三点お伺いいたしますが、まず御公述の順序に従つてお尋ねします。第一点は、北海道は、教育委員の大半が日教組系の委員であるので非常に困る。しかもこのままでいくなれば、この傾向がますます強くなつて、もう全員独占というふうな事態になるおそれがある、こういう御意見だつたんですけれども、これはむしろ逆に、現在の教育委員が選挙されたのは数年前なんです。数年前の当時は御記憶の通り、教員の政治活動というものはかなり認められておつたんです。ところがその後非常に教員の政治活動は、いろいろな立法をもつて制限されてきました。ですからこの面からは、むしろ御心配になるようなことではないかということについてどうお考えになるかということ、それから文部大臣がわれわれに、この公選を廃止さ

れたことについていろいろ御説明になるときに、いつもおっしゃることは、今日は二大政見主義になつたんだ、従つて今後は自民党も徹底的に地方組織を拡充していく、もう町にも村にも、みな自民党の支部の看板をおろして、そうしてもう地方の末端まで自民党の組織の網を張るんだ、こういうふうなお話があった。そういうしますと、北海道にいたしまして、まあ、今日の状態はいざ知らず、今後の見通しとしては、町村の末端、津々浦々まで自民党というものの支部もできてくるわけなんです。そうすると、今教員組合が非常な力を持つておつて困るというお話しなんでしょうけれども、そのよしあしは別問題として、将来の見通しとしては、まあいざこれに対抗する自民党の支部組織というものが徹底的にできるわけなんです。そうすると、今後行われる選挙においては、一方では教員の政治活動は極めて制限される、他方では教員をたたこうとする自民党のその組織が津々浦々まで網を張つてくるということになれば、そう悲観なさるめでも、今後はまた日教組系の委員がだんだん減つて、今度は自民党系の委員がだんだん進出されて、おのずからそこに均衡を保つてくるということとは、これはもう確信をもつて想像できると思うんですけれども、その点はどうのようない見通しをお持ちになつておるか。

それから第二点は、給与の二本建ての問題について、北海道の教育委員会是非常にけしからぬ偏向を侵したとおっしゃるんですけれども、これはあなたも御存じの通り、あの法律は国家公務員についての、国立学校の教職員についての給与規定なんです。ただ理

屈を言えば、地方公務員の関係も、それに準じてやるといふ慣例になつておる。法律上からすれば、慣例にすぎない。だから守らぬでもいいといふんじゃない。法律論からいへば慣例にすぎないんですから、かりに北海道の教育委員会が、その法律と少々違つたことをされたからといって、直ちにそれが法律違反で、政治的偏向だと即断することは、ちょっと私は酷だと思ひます。しかも教育委員会の決定ということとは、これも申すまでもないんですが、予算にしても条例にしても、あるいはその他のいろいろな財政的な行為、すべてこれは教育委員会が決議して、すぐそれを執行するんじゃないわけですか。これは必ず北海道の道議会というものの議決を経た上で執行するんですから、道議会に提出する前に原案を教育委員会で作るにすぎないわけなんです。ですから教育委員会が議決をし、そして議決をしたことをすぐ執行に移すというならば、あるいはあなたのおっしゃるような、非常に政治的な偏向という結果が現われるかもしれないけれども、現に北海道でも、教育委員会がそういう原案を作つたけれども、議会においてはやはり二本建てが通つたとおっしゃるのですから、そして議会で通つたことを、教育委員会はそのまま忠実に執行するわけですから、結果においては何ら政治的な偏向でも何でもなかったわけなんです。その点をどのようにお考えになるかということなんです。

それから第三点は、教育長の任命について文部大臣の承認ということとは、ちやうど大学の学長の任命について文部大臣の承認ということがあつても、別に大学の自治は侵していないと同じ

ように、必要に応じてしなければならぬのは当然じゃないかと、こういうふうに考えておられます。

ことだと思つておしやうたけれど、私は多少誤解をなさつておるのじゃないかというように思つてもう一度お伺いするのですが、この大学の自治というものは、これは一朝一夕にできなものではないと思つて、これはもう世界各國長い、この大学としてと、この権力者との間にいろいろの、これはまあ極端な言葉で言へば、血みどろの争ひがあつて、その長い歴史と伝統の結果に基いて初めて確立された一つの慣習法なんです。慣例なんです。しかも大学というものは国立であつて、大学の学長というものはこれは国家公務員です。だからその任命について文部大臣の承認というものは、これは当然の話なんです。ところがこの教育長は、これは国家公務員ではないのです。これは地方公務員なんです。地方の自治体の職員なんです。その地方の自治体の職員、地方公務員にすぎない者の任命に文部大臣の承認が要するということは、これは法理論からいっても、いまだかつてないことなんです。他に例はありません、そういう例は、そういう論議法からいって矛盾してゐる、間違つておるというようにお考えにならないかどうかということ、それからもう一つは、大学の自治は今申し上げましたように、非常に長い歴史と伝統の上に築かれた一つの慣習なんです。ところがこういう教育とか何とかいうようにこれは行政的な仕事をしておる。しかもそれには非常に行政権という一つの権力が伴つておる。しかもそういう行政系統についての大学の自治にひとしいような慣習、慣例というものはまだ日本の国では確立してゐないのです。ややともすれば中央の

承認とか、任命とかいうことになる、すぐそれが国家統制なり、中央集権なりというものにつながりやすい措置が強く残つておるわけなんです。そういう状態の中でどういふいまだかつて他に類例のないような、この地方自治体の職員でありながら、文部大臣の承認がなければ任命できないというふうな制度にした場合に、これはおっしゃるほど衆議院はできないのじゃないか。弊害が出てくるのじゃないか。けさもお聞きになったと思つて、友末全国知事会の代表も同じようなことを、私が申し上げたと同じようなことをおっしゃつたのですけれども、あえてそれでかまわぬ、こうおしやれるかどうかその三点をお伺ひいたします。

○公述人(山口末一君) 私さつき一つの組合の方の組織の力が非常に強い影響をなして、そしてこの公選の場合には、その方面に属した方でないといふと、容易に当選もできないし、またあえて立候補する人も少いというふうな状況で、この前の選挙のときもこの系統の支持を受けてない者が立候補しましたけれども、当選できなかった。私たちは外から見られて、当選してほしかった人でありました。そういう、これは主観の問題であります。ところが今、今後自民党がずっと地方に拡大していったならば、やはりそのような、今度は教員の活動が縮小され、政党の活動が活発化していくといふと、今度は出てくるこの教育委員といふものは、その政党の色彩のものに独占されるような感じがするのではないか、こういうことについての私の考えをお尋ね下さいましたのであります。これは先ほど申しましたように、今度の新法案に……。

○秋山長造君 ちよつとその点は違ふのです。自民党に独占されるといったのではない。現在は教組だけが全般的な組織を持つておつて、他にそれに対抗する組織がないから、だから教組ばかりの代表が出ると思つておつたでしょう。ところが自民党の方でも津々浦々まで組織の網を張つていけるのです。これは大いにそう言つて意気込んでおられる。そうなりますと、おのずからそこに自民党の系統の教育委員も出てくる可能性が非常に強くなつてくる。そうすると、おのずからどつちか一方に片寄るということになり、バランスがとれてくるのではないか。そうすれば何も日教組がいよいよ独占するということばかりをおそれて、そのために公選制をこゝで廃止するということをしなくても、もう少し長い目で見たら、おのずからそこにバランスがとれてきて、あなたの方に入るような教育委員の姿というものが実現できるのではないか、こういうお尋ねだったのでした。

○公述人(山口末一君) 御説ももっともだと思つておられるけれども、今の状況しばらく何年かというものは、私は容易に、そういう好ましい、両方からうまく調和のとれたものが公選によつて出てくるような時代が来ないのではないかと、教育のことはそうずっと長く待つていられないのであつて、青少年はその日その日を最後として発展していくのであるから、今日の現実に即して是正されるような方法を講ぜられた方がいいのではないかと考えます。考えの違ひになるかもしれませんが、それから給与二本建の法的なことは御説の通りでございます。それから文部大臣の教育長承認の問題については、法的に筋が通らないといふことはお説の通りと、私もさうに思いますが、これを筋の通る方法によつてこゝを国会において御審議、適当にことをあそばされまして、法文を適当にされまして、この趣旨が通るようになされることを私としては念願しております。

○矢嶋三義君 山口公述人から北海道の実情に即してという立場から公述されたわけですが、私は現実というものを注視しなければならぬということ、は、もちろんであります。しかし、一方で理想としてはどうあるべきかということを考えて、それに努力するといふことが、私は非常に非常に大切だと思つておる。そういう立場から、あなたの御意見をあらためて伺うわけですが、北海道においてある条例を望んでおつた。その条例が北海道の教育委員会の構成によつてできなかった。だから自分と同じ考え方を持った文部省が何か力をもつて、そうして自分の希望しているような条例ができるようになることが望ましい。そういう意味においてこの大臣の措置要求というものがよろしい、こういうように公述なさつたわけですが、この点と、それからまた、その教育長を文部大臣が承認することによつて任命する、このことはおそれるあなたは高等学校に勤務されておつたと言われますから、終戦前の教育においては、当時の中等教育界においては、よく全国的に人事交流があつた。それが当時の日本の中等教育界の高き水準を維持できた一つの要素になつてゐる。ところが終戦後においてそ

の法にある大きい力で解決してくれたいというふうな、こういうふうな気持ちから、私はすなわちと申しますか、述べられているんじゃないかと思うのですが、そういう点どういうふうにお考えになりますか、もう一回承わりたいと思います。

○参考人(山口末一君) 私もおそらく意見を尽して申し上げることができないと思うのですが、現実には、教育ばかりでありませんが、特に教育行政においては、現実には即ちきやならないけれども、理想を高く掲げて、そしてその理想の実現に向けて邁進していかなければならない、重視しなければならぬというところは、全く同感でございます。しかしながら、今までの教育委員会その長所の、功績の方を別として、うまくいかなかったという点を考えてみると、やはり現実と合わないというところがあるが、理想に近づけていくために、実績から検討されて立案されたものが今度の改正案でないかと、こう考えておられるわけなんです。それから文部大臣の措置要求というところについては、これは単に私自分の郷里の問題がうまくいかないから、国家の最高機関によってだけ解決しようというふうな、そういうばかりではありませんで、それを一つの実例として全国を見渡して、幾らもやはり顕著な妥当性を欠くと一般に認められるようなものがあるときに、国全体としての教育の責任を負うておられる文部大臣に何らの措置を要求する、もちろん教育委員会を通じてあります、要求することもできないというふうなことではいけないから、やはり措

置を要求することができるといふことを法に明記された方がいいんじゃないか、こういうふうな思ひで原案をやはり支持したいのであります。それから教育長の承認によって任命するということについては、なるほど教育委員会の教育長、研究会というふうなものによって人事交流等によって、地域の教育差であるとか、学校差というものをなくしようという努力がされ、水準をともに向上していく方に努力されており、そういう組織がなっておるといふことも承知いたしてその効果も知っておりますが、これがこの教育長……先ほどのお尋ねに対してお答えしたときも法的には筋が通らぬと私申し上げたので、今もやはり同じことを申し上げるわけでありまして、筋は通らぬが、教育長というものを文部大臣が承認されるという、こういう形式をとつても実質的に国家統制を強くやるというふうなものにはならずして、そこは運営であり、また国の最高の立法機関たる国会がよく見ておられるのでありますから、さような民主主義に反した行動に、法を曲解していかれるというふうなことがなくして、非常に文部大臣と教育長との間に一種の精神的血のつながりといひましようか、そういうあたにかい気がただようて、全国を通じての教育の向上、人事の交流その他のことが気持よく進んでいく。すなわち地方教育委員会と文部大臣というものがかけ離れておるのではなくして、教育長を一つの橋渡しとするか、一つのよい意味における血のつながり、動脈でもでき、国家権力を強要するものでなくして、そういうよい意味におけるつなが

りのきずなとなるような意味において私はけっこうなことであらうと思ひます。しかし法的には筋が通りませんが、地方公務員と国家の最高機関の方とは違ひますから、そこを私のようなしろうとはわかりませんので、先ほどの方にお答えしたように、筋は通つておりませんから、筋を通すように法の言葉を適当に国会において御検討下されて、この気持がやはり表現されるようにしていただきたい、こういうやり方希望を申し上げます。

○矢嶋三義君 山口さんのきょうの公述の根拠は、ことしの三月まで道立の高等学校の校長をしておつたその経験に基いてというところに立脚されておられますので、私は次の質問を發するのですが、御承知のようにわが国の高等学校の職員の団体は、大きく分けて二つございまして。若干の意見の違ひ問題もありまして、しかし、私が次に述べるところについては、いずれの団体も完全に一致し、ほとんど全国の高等学校の教員は私が今述べるような意見を、感想を持っていらっしゃるわけですが、このことについてあなたはどういう御見解をお持ちしているか、私は承わりたい。それはともかくも、今わが国に再軍備政策がとられて、これによって非常に教育予算にしろ寄せてきてきて、そしてとくに高等学校の充実のために定員等は甲号基準になつていっているはずであるのにかかわらず、いまだその乙号基準にも達しない。男女共学はしかれたけれども、その施設、設備も十分でない。さらに終戦後自主的な教育を特に高等学校においては気持よく展開しておつたが、最近命令、通牒というふうなもののが非常に多くなつてきて、戦前戦時

中のかつての中等教育を思い出さうになつてきた。この傾向が進んでいくならば、これは再びこの戦前、戦時中の画一教育になるのではないかと。さうに決してしてはならない。こういう現在並びに将来に対する懸念を抱きながら今教壇において働かれていますというの、これは全国の、あなたがこの三月まで勤められておりました高等学校職員の大体間違ひない御意見だと私は把握をしていらっしゃるわけですが、あなたはどういう御見解をお持ちおられるのかというところ、それと関連して高等学校等についていふ予算が不十分ですが、この確保は予算の原案交付権というところによつて、そして各都道府県で最小限の、それ以下の高等学校の教育予算を確保しているようです。それにしてもなおかつ今の高等学校教育は陥没している、こういうような判断がなされているわけですね。こういうところ、あなたは先ほどいさこざの起るようなものはやめた方がいいというふうな立場で、この予算の原案交付権は削除することに賛成だと御発言になつたわけですが、この三月まで高等学校校長をされておつたならば、何か私は感じられるところがあるんじゃないかと思つて、私が接する限りの高等学校の先生方の御発言の内容、今まで承わつたところは相当に私は先生の公述内容はかけ離れているような感じがいたしますので、最後にこれを承わりたいと思ひます。

○公述人(山口末一君) 一つは再軍備の方向に向いておるがためにその国家予算というものが、国の財政がその方に流れて、教育の方はしわ寄せされて、こういうことはよく言われるこ

とでありまして、教育に従事しておる者、その関係者としてはそうであるとするならば、まことに遺憾なことである。しかしながら、私は私なりで考えておるのは、再軍備、これは憲法の改正を待たねばならぬと存じます。が、自衛の程度で今日いつておるのであります。いづれにしても独立の国としては相当の防衛の力を持たなければならぬ。今後の日本が独立国として世界に伍し、また日本の困つた状況を外交によつて展開していくためには相応したところの、今軍備という言葉を使つていいかどうかはわかりませんが、防衛の力を持たなければならぬという考えは私持っております。これは今のことに関係なかったものであります。が、教育費が削減……

○矢嶋三義君 あなたの学校は甲号基準でしたか、定員なんか。そういうところちょっと説明して下さい。

○公述人(山口末一君) 乙号ちょっと下回る程度でございます。

そこへもつて参りました。自主的の教育が強調され、男女共学が実施されても、しかしながらその教育予算というものが少いために、先ほどPTAの方のおっしゃつたように、PTAの経費に負うところがなかなか多かつた。そして思うように共学の実も上げ得なかつたというふうなことは、今日の状態でたくさんありました。が、さりとて原案交付権があったから、今までとにかくもやつてきたんだが、これがなくなつたならば、直ちに減らされて削減されるじゃないかというふうな心配は、私はそう思はないのであつて、先ほど申しましたように、この首長の熱意、それからその首長のと

ころの議會、こういうものの熱意、誠意、またそれを動かすだけの力を教育委員会が持ち、また関係の教職員が持ち、父兄が持つて、そしてできる範囲の最大の教育費を持つてもらうように努力をしなければならぬ。熱意を持っていかなければならぬ。国は乏しい国になり、復興の途上にあるのでありますから、困難なところはあくまでもがまんをして、そして施設、設備は最大限度に利用、活用するところの考えをみんなが持たなければならぬ。そして行政一般の見地からして、知事さんがおっしゃったように、もちろん持ちするわけではありませんが、やはりその住民といたしますと、いと、教育ばかりが仕事でなくしていろいろなものがありますから、その取捨あんばいをして、主として教育のところに力を注いでいただくように各方面が協力一致していくということで、その原案送付権がなくなっても、あながち削減されないように進めていけると考えます。

それから高等学校の教員が、お会いになるところの者が多く、自主的であつたのに、このごろは命令、通達が多くなつて、戦前にも戻るような気がするというようなことをお聞きになるそうであります。私、今まで北海道にちやうど八年続けてやつておりましたが、北海道の方はそういうことはなくて、私たち非常に伸び伸びとして教育に従事して参りました。

それからもう一つちょっと、先生のお尋ねでないのがありますが……

○矢嶋三義君 お尋ねしないことはいです。

○委員長(加賀山之雄君) はかに御質

疑の方はございませんか。……以上をもちまして山口末一君に対する質疑は終了いたしました。

以上をもちまして二日間にわたる文教委員会公聴会を終了いたしました。なお、公報所載の通りこれから理事會を開催いたしますので、理事の方はお残りを願います。

本日はこれにて散會いたします。
午後五時四十九分散會

昭和三十一年五月十六日印刷

昭和三十一年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局